



光ネットサービス契約約款

2020年8月4日

株式会社 STNet

目 次

第1章 総 則

第 1 条	約款の適用	1
第 2 条	約款の変更	1
第 3 条	用語の定義	1

第2章 ピカラ光ねっとの品目等

第 4 条	ピカラ光ねっとの品目等	3
-------	-------------	---

第3章 ピカラ光ねっとの提供区域等

第 5 条	ピカラ光ねっとの提供区域	3
第 6 条	ピカラ光ねっとの提供範囲等	3

第4章 契 約

第 7 条	契約の単位と条件	3
第 8 条	契約者回線の終端	3
第 9 条	収容光ネットサービス取扱局	3
第10条	ピカラ光ねっと申込みの方法	4
第11条	ピカラ光ねっと申込みの承諾	4
第12条	初期提供開始日	4
第13条	最低利用期間	4
第14条	品目及び種別等の変更	5
第15条	契約者回線等の移転	5
第16条	その他の契約内容の変更	5
第17条	利用の一時中断	5
第17条の2	利用休止	5
第18条	ピカラ光ねっと利用権の譲渡禁止	6
第19条	ピカラ光ねっと契約者が行うピカラ光ねっと契約の解除	6
第19条の2	初期契約解除	6
第20条	当社が行うピカラ光ねっと契約の解除	6
第21条	契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	7
第22条	その他の提供条件	7

第5章 付加機能の提供等

第23条	付加機能の提供	7
第24条	付加機能の利用の一時中断	7
第25条	付加機能の廃止	7

第6章 端末設備の提供等

第26条	端末設備の提供	7
第27条	端末設備の移転	8

第7章 回線相互接続

- 第28条 当社又は他社の電気通信回線との接続・・・・・・・・・・8
- 第29条 相互接続点の所在場所の変更・・・・・・・・・・8

第8章 利用中止等

- 第30条 利用中止・・・・・・・・・・8
- 第31条 利用停止・・・・・・・・・・8
- 第31条の2 ピカラ光ねっとの廃止・・・・・・・・・・9

第9章 通信

- 第32条 通信利用の制限等・・・・・・・・・・9

第10章 料金等

- 第33条 料金及び工事等に関する費用・・・・・・・・・・10
- 第34条 利用料金の支払義務・・・・・・・・・・10
- 第35条 工事費の支払義務・・・・・・・・・・10
- 第36条 手続きに関する料金の支払義務・・・・・・・・・・11
- 第37条 債権の譲渡・・・・・・・・・・11
- 第38条 提携事業者及び協定事業者等にかかる債権の譲受等・・・・・・・・・・11
- 第39条 料金の計算方法等・・・・・・・・・・11
- 第40条 割増金・・・・・・・・・・11
- 第41条 遅延損害金・・・・・・・・・・11

第11章 保守

- 第42条 ピカラ光ねつと契約者の維持責任・・・・・・・・・・11
- 第43条 ピカラ光ねつと契約者の切分責任・・・・・・・・・・12
- 第44条 修理又は復旧の順位・・・・・・・・・・12

第12章 損害賠償

- 第45条 責任の制限・・・・・・・・・・12
- 第46条 免責・・・・・・・・・・13

第13章 雑則

- 第47条 承諾の限界・・・・・・・・・・13
- 第48条 利用に係るピカラ光ねつと契約者の義務・・・・・・・・・・14
- 第49条 ピカラ光ねつと契約者以外の者の利用に係る義務・・・・・・・・・・14
- 第50条 ユーザID及びパスワードの管理・・・・・・・・・・14
- 第51条 契約者回線等の設置場所の提供等・・・・・・・・・・15
- 第52条 ピカラ光ねつと契約者の氏名等の通知・・・・・・・・・・15
- 第53条 提携事業者等からの通知・・・・・・・・・・15
- 第54条 ピカラ光ねつと契約者に係る個人情報の利用・・・・・・・・・・15
- 第55条 提携事業者等のピカラ光ねつとに係る料金等の回収代行・・・・・・・・・・15
- 第56条 提携事業者等によるピカラ光ねつとに係る料金等の回収代行・・・・・・・・・・16

第57条 法令に規定する事項	16
第58条 反社会的勢力の排除	16
第59条 閲覧	17

第14章 附帯サービス

第60条 附帯サービス	17
-------------	----

別記

1 ピカラ光ねっとの提供区域等	19
2 ピカラ光ねっと契約者の地位の継承	24
3 ピカラ光ねっと契約者の氏名等の変更	24
4 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行等	24
5 電気通信設備の設置場所の提供等	24
6 自営端末設備の接続	24
7 自営端末設備に異常がある場合等の検査	25
8 自営電気通信設備の接続	25
9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	26
10 当社の維持責任	26
11 ピカラ光ねっどにおける禁止事項	26
12 技術資料の項目	27
13 管轄裁判所	27
14 情報提供	27
15 新聞社等の基準	27
16 ノートン セキュリティ オンラインの提供	27
17 マカフィーセキュリティサービスの提供	27
18 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の提供	28
19 ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM の提供	28
20 カスペルスキー セキュリティの提供	28
21 詐欺ウォールの提供	28
22 リモートサポートサービスの提供	28
23 かけつけサポートサービスの提供	28
24 初期設定サービスの提供	28
25 料金請求書等の発行	28
26 支払い証明書等の発行	29
27 提携割引	29

料金表

通則	31
第1表 料金	33
第2表 工事に関する費用	63
第3表 事務手数料等	67
第4表 附帯サービスに関する料金	68

別 表 ····· 8 0

附 則 ····· 8 2

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社 STNet (以下「当社」といいます。)は、この光ネットサービス契約約款 (料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより当社が提供する光ネットサービス (以下「ピカラ光ねっと」といいます。)及びピカラ光ねっとに附帯するサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、次のいずれかに該当する場合、この約款を変更することがあります。

- (1) 約款の変更がピカラ光ねっと契約者の利益に適合するとき
 - (2) 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項の規定による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日を事前に、約款を変更する旨及びその内容と効力発生日を当社ウェブサイト (<https://www.stnet.co.jp/>) に掲載します。
- 3 変更後の約款の効力発生日以降に、ピカラ光ねっと契約者がピカラ光ねっとを利用したときには、約款の変更に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ネットサービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する光ファイバー等を用いた伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)を使用して行う電気通信サービス
4 光ネットサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ネットサービスに関する業務を行う当社、提携事業者及び特定協定事業者の事業所
5 取扱局交換設備	光ネットサービス取扱局に設置される交換設備 (その交換設備に接続される設備等を含みます。)
6 収容光ネットサービス取扱局	契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されている光ネットサービス取扱局
7 光ネットサービス取扱所	(1) ピカラ光ねっとに関する契約事務を行う当社の事務所 (2) 当社の委託によりピカラ光ねっとに関する契約事務を行う者の事務所
8 ピカラ光ねっと契約	当社のピカラ光ねっとの提供を受けるための契約
9 ピカラ光ねっと申込み	ピカラ光ねっと契約の申込み
10 申込者	ピカラ光ねっと契約の申込みをした者
11 ピカラ光ねっと契約者	当社とピカラ光ねっと契約を締結している者
12 初期契約解除	当社から送付する契約内容通知書面の受領から一定の期間、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、当社の合意なくピカラ光ねっと契約者の都合のみでできる契約の解除
13 契約者回線	ピカラ光ねっと契約に基づいて光ネットサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と申込者が指定する場所 (特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっと契約者については、光ネットサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と当社並びに特定協定事業者の相互接続点) との間に設置される電気通信回線

14 加入者回線	特定協定事業者が設置する電気通信回線のうち、当社が別記4（2）に定めるもの
15 契約者回線等	(1)契約者回線又は特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっと契約者においては、契約者回線に相互に接続される加入者回線 (2) (1)に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
16 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 回線終端装置	契約者回線等の終端の場所に設置する装置（端末設備を除きます。）
18 端末設備	契約者回線等の一端に直接又は間接的に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの（DSL方式の配線設備多重装置（契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光ネットサービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。）、LAN方式の配線及び配線設備集約装置を含みます。）
19 自営端末設備	ピカラ光ねっと契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 契約者回線等の移転	ピカラ光ねっと契約を継続したまま契約者回線等を別の場所に移すこと
22 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び別記1（5）に定めるピカラ光ねっとにおける基本的な技術的事項
23 引込柱	契約者回線等の終端に原則として最も近い距離にある電柱等
24 引込線	契約者回線のうち、原則として契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路
25 提携事業者	当社がピカラ光ねっとを遂行するにあたり業務提携している事業者
26 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
27 特定協定事業者	協定事業者のうち、別記1（1）に定める事業者
28 ホームページ開設	ピカラ光ねっと契約者がホームページを使用して光ネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積又は公開等を行うこと
29 電子メール	メールアドレスを利用して光ネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は読み出し等を行うこと
30 ピカラ光でんわ	当社が別途定める「光電話サービス契約約款」において定める電気通信サービス
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ピカラ光ねっとの品目等

(ピカラ光ねっとの品目等)

第4条 当社が提供するピカラ光ねっには、料金表に規定する品目及び提供の形態による種別があります。

第3章 ピカラ光ねっとの提供区域等

(ピカラ光ねっとの提供区域)

第5条 当社は、ピカラ光ねっを、別記1(1)に定める提供区域において提供します。

(ピカラ光ねっとの提供範囲等)

第6条 当社は、ピカラ光ねっを本邦内に限り提供します。

- 2 当社が提供するピカラ光ねっの提供範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 3 別記1(1)に定める特定協定事業者とピカラ光ねっを利用する上で必要な契約を締結するピカラ光ねっ契約者(以下「特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっ契約者」といいます。)に対する前項の提供範囲は、別記1(2)に定めるとおりとします。

(注) DSL方式の配線設備多重装置を利用する場合においては、契約者回線の終端と自営端末設備等との間の回線に係る通信の品質を保証しません。

第4章 契 約

(契約の単位と条件)

第7条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のピカラ光ねっ契約を締結します。この場合、ピカラ光ねっ契約者は、1のピカラ光ねっ契約につき1人に限ります。

- 2 ピカラ光ねっ契約を締結するにあたり、別記1(3-1)に該当する場合は、指定設備の設置を契約の条件とします。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、ピカラ光ねっ契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを、契約者回線の終端とします。特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっ契約者においては、当社が定める加入者回線との相互接続点を、契約者回線の終端とします。ただし、料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、ピカラ光ねっ契約者(ただし、特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっ契約者を除きます。)と協議します。
- 3 当社は、第1項の当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

(收容光ネットサービス取扱局)

第9条 契約者回線等は、その契約者回線等の終端から最寄りの收容光ネットサービス取扱局に收容します。

- 2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及びピカラ光ねつとに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の收容光ネットサービス取扱局を変更することがあります。

(ピカラ光ねつと申込みの方法)

第10条 ピカラ光ねつと申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書等に記載し、光ネットサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) ピカラ光ねつとの品目及び種別等
 - (2) 契約者回線等の終端の場所
 - (3) その他ピカラ光ねつと申込みの内容を特定するための事項（特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねつと契約者については、契約者回線と相互に接続する加入者回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称及びサービスの種類及び品目も含まれます）
- 2 ピカラ光ねつと契約者は、別記1（3-2）に該当する場合は、ピカラ光ねつと申込みにあたり工事費等が必要となる場合があります。

(ピカラ光ねつと申込みの承諾)

第11条 ピカラ光ねつと契約は、ピカラ光ねつと申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ピカラ光ねつと申込みを承諾しないことがあります。
- (1) ピカラ光ねつとを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
 - (2) ピカラ光ねつと申込者がピカラ光ねつとの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) ピカラ光ねつと契約の申込みをした者が、現にピカラ光ねつと若しくは付加機能について利用を停止されている、又は第20条（当社が行うピカラ光ねつとネットサービス契約の解除）に係る解除若しくは当社が提供するいずれかのサービスについて解除又は廃止等を受けたことがあるとき。
 - (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (5) 第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねつと契約者においては、契約者回線と加入者回線の接続に関し、特定協定事業者の承諾が得られないとき、又は申込内容が相互接続協定に基づく条件に合致しないとき。
 - (7) 第7条（契約の単位と条件）第2項、第10条（ピカラ光ねつと申込みの方法）第2項の規定に該当する場合に、ピカラ光ねつと申込者が承諾しないとき。
 - (8) その他ピカラ光ねつとに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(初期提供開始日)

第12条 ピカラ光ねつと申込みに基づき、当社が当該ピカラ光ねつとの工事を完了した日（特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねつと契約者においては、当社及び特定協定事業者が当該ピカラ光ネットに係る工事を完了した日）をピカラ光ねつとの提供を開始した日（以下「初期提供開始日」といいます。）とします。

- 2 当社は、第15条（契約者回線等の移転）第3項に係る契約者回線等の移転が、別記1（4-1）(ア)に該当する場合は、移転前の初期提供開始日を引き継ぎます。また、その他の移転の初期提供開始日の取扱いについては、別記1（4-1）(イ)、(ウ)、(エ)のとおりとします。

(最低利用期間)

第13条 ピカラ光ねつとは、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。最低利用期間の起算日は前条のピカラ光ねつとの初期提供開始日とします。ただし、同一の契約者回線等にてピカラ光でんわの提供を受けているピカラ光ねつと契約者は、ピカラ光ねつとの初期提供開始日と工事の完了によりピカラ光でんわの提供を開始した日のうち、先に提供を開始した日を最低利用期間の起算日とします。

- 2 ピカラ光ねつと契約者は、前項の期間内にピカラ光ねつと契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。ただし、第19条の2（初期契約解除）の規定によりピカラ光ねつと契約者が初期契約解除を行う場合及び第21条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により当社がピカラ光ねつと契約を解除するとき又は料金表に別に定める場合は、この限りではありません。

（品目及び種別等の変更）

- 第14条** ピカラ光ねつと契約者は、当社に対し、ピカラ光ねつとの品目及び種別等の変更を請求することができます。
- 2 当社は、ピカラ光ねつと契約者が請求した品目の変更について、その請求内容が、ピカラ光ねつと契約者が現在利用している品目よりも伝送速度が高速である品目に変更する場合に限り、その請求を受け付けます。ただし、料金表に別段の定めがある場合、及び移転の請求により契約者回線等を移転した場合の扱いは別記1（4-2）のとおりとします。
 - 3 当社は、前項の請求があったときは、第11条（ピカラ光ねつと申込みの承諾）の規定に準じて承諾します。

（契約者回線等の移転）

- 第15条** ピカラ光ねつと契約者は、契約者回線等の移転を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第27条（端末設備の移転）の規定に準じて取り扱います。
 - 3 ピカラ光ねつと契約者が、別記1（1）に定める市町村の区域内において契約者回線等を移転（提供区域内の移転）する場合、又は提供区域の市町村の区域を越えて別の提供区域の市町村に移転（提供区域を跨ぐ移転）する場合、当社所定の移転申込書により移転の請求を受け付けます。
 - 4 移転に係る料金表通則に定める定額利用料が発生しない期間は、初期提供開始日を含む料金月から起算した月数（以下「継続利用期間」といいます。）及び長期契約割引の適用期間（以下「長割適用期間」といいます。）には含まないものとします。

（その他の契約内容の変更）

- 第16条** 当社は、ピカラ光ねつと契約者から第10条（ピカラ光ねつと申込みの方法）第1項第3号に規定するピカラ光ねつと契約の申込みの内容を特定する事項（別記2及び別記3に定める事項を含みます。）の変更の請求を受け付けます。また、別記3に該当する事項の変更については、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（ピカラ光ねつと申込みの承諾）の規定に準じて承諾します。
 - 3 当社は、第1項の契約内容の変更の請求を怠ったことによる損害について、責任は負いません。

（利用の一時中断）

- 第17条** 当社は、ピカラ光ねつと契約者から請求があったときにおいて、当社のピカラ光ねつとの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、ピカラ光ねつとの利用の一時中断（そのピカラ光ねつと契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用休止）

- 第17条の2** 当社は、ピカラ光ねつと契約者から請求があったときは、ピカラ光ねつとの利用休止（そのピカラ光ねつと契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることのうち、利用の一時中断以外のことをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用休止を承諾しないことがあります。
 - （1）ピカラ光ねつとの利用を再開された日から1年間を経過していないとき。
 - （2）第31条第1項第1号の理由により利用停止となっているとき。
 - （3）その他当社が指定する条件を満たさないとき。
 - 3 利用休止は、ピカラ光ねつと契約者が指定する1の契約者回線等ごとに適用します。

- 4 利用休止の適用期間（以下「利用休止期間」といいます）の開始日は、ピカラ光ねっと契約者からの請求日以降の利用休止希望月の初日（以下「利用休止適用開始日」といいます。）とします。
- 5 利用休止期間は、利用休止適用開始日から起算して最長12ヶ月とします。ただし、同一の契約者回線等にてピカラ光でんわの提供を受けているピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっとの利用休止適用開始日とピカラ光でんわに係る利用休止適用開始日のうち、先に利用休止を開始した日を、利用休止期間の起算日とします。
- 6 当社は、利用休止期間中にピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、利用再開の運用をします。
- 7 当社は、利用休止期間満了日までに、ピカラ光ねっとを利用休止したピカラ光ねっと契約者から利用再開の請求がない場合は、その翌月1日から利用再開の運用に変更して適用します。
- 8 当社は、第14条乃至第16条の規定にかかわらず、利用休止の請求を当社が受付した日から利用休止期間満了日までは、契約内容の変更を受け付けません。
- 9 利用休止期間は、ピカラ光ねっとの最低利用期間、ピカラ光ねっとの継続利用期間及び長割適用期間には含まないものとします。

（ピカラ光ねっと利用権の譲渡禁止）

第18条 ピカラ光ねっと契約者がピカラ光ねっと契約に基づいて当社から提供されるピカラ光ねっと及びピカラ光ねっとに付帯するサービスの利用に係る権利（以下「ピカラ光ねっと利用権」といいます）は、譲渡することができません。ただし、別記2に定める地位の承継による場合を除きます。

（ピカラ光ねっと契約者が行うピカラ光ねっと契約の解除）

- 第19条** ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっと契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス取扱所により書面により通知していただきます。
- 2 前項の通知により、ピカラ光ねっと契約を解除する場合、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

（初期契約解除）

- 第19条の2** ピカラ光ねっと契約者は、当社からの契約内容通知書面を受領した日を初日とする8日を経過するまでの間、書面によりピカラ光ねっと契約の解除を行うことができます。この効力は、ピカラ光ねっと契約者が初期契約解除に係る書面を発した時に生じます。
- 2 ピカラ光ねっと契約者が、前項の初期契約解除に係る書面を発した場合、当社はピカラ光ねっと契約の解除までの期間において当社が提供したピカラ光ねっとの料金を請求いたします。

（当社が行うピカラ光ねっと契約の解除）

- 第20条** 当社は、第31条（利用停止）の規定によりピカラ光ねっとの利用を停止されたピカラ光ねっと契約者が、その事実を解消しないときは、ピカラ光ねっと契約を解除することがあります。
- 2 当社は、ピカラ光ねっと契約者が第31条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第31条（利用停止）の規定にかかわらず、ピカラ光ねっとの利用停止をしないでピカラ光ねっと契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、ピカラ光ねっと契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、ピカラ光ねっと契約を解除することがあります。
 - 4 当社は、前3項の規定によりピカラ光ねっと契約を解除しようとするときは、あらかじめピカラ光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 5 第1項乃至第3項の解除にあたり、ピカラ光ねっと契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、ピカラ光ねっと契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第21条 当社は、当社及びピカラ光ねっとと契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、ピカラ光ねっとと契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、ピカラ光ねっとと契約を解除しようとするときは、あらかじめピカラ光ねっとと契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第22条 ピカラ光ねっとと契約に関するその他の提供条件については、別記2、3、11、13及び14に定めるところによります。

第5章 付加機能の提供等

（付加機能の提供）

第23条 当社は、ピカラ光ねっとと契約者に、次の区分により付加機能を提供します。

区 分	内 容
標準付加機能	ピカラ光ねっとと契約者の請求によらず、ピカラ光ねっとに自動的に付加されている機能
任意付加機能	ピカラ光ねっとと契約者が利用を請求することにより任意で付加できる機能

- 2 個々の付加機能の区分、種類及び内容は、料金表に定めるところによります。
- 3 当社は、ピカラ光ねっとと契約者から任意付加機能の利用について請求があったときは、第11条（ピカラ光ねっと申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。
- 4 当社は、前項の規定により承諾したときは、料金表に定めるところにより任意付加機能を提供します。
- 5 当社は、料金表に別段の定めがあるときは、任意付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。
- 6 任意付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該任意付加機能の提供に係る工事を完了した日を任意付加機能の提供を開始した日とします。

（付加機能の利用の一時中断）

第24条 当社は、ピカラ光ねっとと契約者から請求があったときにおいて、当社のピカラ光ねっとの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

（付加機能の廃止）

第25条 当社は、第23条（付加機能の提供）第4項に規定する場合のほか、任意付加機能を利用しているピカラ光ねっとと契約者から、ピカラ光ねっとと契約の解除又は任意付加機能の廃止の申出があったときは、任意付加機能を廃止します。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第26条 当社は、ピカラ光ねっとの提供に必要な端末設備を料金表に定めるところにより提供します。

（端末設備の移転）

- 第27条** 当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。
- 前項の請求があったときは、第11条（ピカラ光ねっと申込みの承諾）の規定に準じて承諾します。
 - 第1項の移転に係る工事費用は、ピカラ光ねっと契約者は、第35条（工事費の支払義務）の規定により支払いを要します。
 - 当社は、第1項の請求に基づき、当該移転に係る工事を完了した日を、移転後の端末設備の提供を開始した日とします。

第7章 回線相互接続

（当社又は他社の電気通信回線との接続）

- 第28条** ピカラ光ねっと契約者は、契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、光ネットサービス取扱所に提出していただきます。
- 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項のピカラ光ねっと契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。
 - ピカラ光ねっと契約者は、当社に提出した第1項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
 - ピカラ光ねっと契約者は、第2項の規定により当社が承諾した接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面により光ネットサービス取扱所に通知していただきます。

（相互接続点の所在場所の変更）

- 第29条** 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、ピカラ光ねっとに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止等

（利用中止）

- 第30条** 当社は、次の場合には、ピカラ光ねっと契約者に係るピカラ光ねっとの利用を中止することがあります。
- 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - 前条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - 第32条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりピカラ光ねっとの利用を中止するときは、あらかじめそのことをピカラ光ねっと契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

- 第31条** 当社は、ピカラ光ねっと契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのピカラ光ねっとの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったピカラ光ねっとの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支

払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、ピカラ光ねっとの利用を停止することがあります。

- (1) ピカラ光ねっとの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第48条（利用に係る契約者の義務）又は第49条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であってピカラ光ねっつに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりピカラ光ねっとの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間をピカラ光ねっつ契約者に通知します。ただし、第1項第3号の規定によりピカラ光ねっつとの利用停止をする場合は、この限りではありません。

（ピカラ光ねっつの廃止）

第31条の2 当社は、ピカラ光ねっつの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の廃止を行う場合、当社は、ピカラ光ねっつと契約者に対し、廃止日までの充分な期間を設けた上で事前に通知いたします。

第9章 通信

（通信利用の制限等）

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 ピカラ光ねっと契約者が、当社のピカラ光ねっとの提供、他の契約者のピカラ光ねっとの利用又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線等の最大符号伝送速度など通信の利用を制限する場合があります。

第10章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第33条 当社が提供するピカラ光ねっとの料金等は、料金表に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第34条 ピカラ光ねっと契約者は、第12条(初期提供開始日)の初期提供開始日(付加機能等についてはその提供を開始した日)から起算して、ピカラ光ねっと契約の解除があった日(付加機能等についてはその廃止があった日)の前日までの期間について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。

- 2 ピカラ光ねっと契約者は、そのピカラ光ねっと契約者が利用している付加機能等によりピカラ光ねっと契約者以外の者が行った通信に係る利用料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 第1項の期間において、利用の一時中断等によりピカラ光ねっとを利用することができない状態が生じたときの利用料金(そのピカラ光ねっとの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。)の支払いは、次の各号のとおりとします。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、ピカラ光ねっと契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、ピカラ光ねっと契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号のほか、ピカラ光ねっと契約者は、次の表に規定する場合を除き、ピカラ光ねっとを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
ピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により、ピカラ光ねっとを全く利用できない状態(そのピカラ光ねっと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	左記のピカラ光ねっとを利用できない事実を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのピカラ光ねっとについての利用料金(一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。)

- 4 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 第3項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第35条 ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっと申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのピカラ光ねっと契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ピカラ光ねっと契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただく場合があります。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第36条 ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっとに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する事務手数料等の支払いを要します。

(債権の譲渡)

第37条 当社は、この約款の規定により、ピカラ光ねっと契約者が支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(提携事業者等に係る債権の譲受等)

第38条 別に定める提携事業者等とピカラ光ねっと契約を締結しているピカラ光ねっと契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた提携事業者等の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び提携事業者等は、ピカラ光ねっと契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するピカラ光ねっとの料金とみなして取り扱います。

(料金の計算方法等)

第39条 ピカラ光ねっとの料金等の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第40条 ピカラ光ねっと契約者は、ピカラ光ねっとの料金等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、料金表に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第41条 ピカラ光ねっと契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として料金表に定める方法により支払っていただく場合があります。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保 守

(ピカラ光ねっと契約者の維持責任)

第42条 ピカラ光ねっと契約者は、契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(ピカラ光ねっと契約者の切分責任)

第43条 ピカラ光ねつと契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、ピカラ光ねつと契約者から請求があったときは、当社は、光ネットサービス取扱局において試験を行い、その結果をピカラ光ねつと契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ピカラ光ねつと契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ピカラ光ねつと契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結しているピカラ光ねつと契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第44条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合には、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第32条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 当社が別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線等を収容する収容光ネットサービス取扱局を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第45条 当社は、ピカラ光ねつとを提供すべき場合において、当社（特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねつと契約者においては、当社又は特定協定事業者）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのピカラ光ねつとが全く利用できない状態（ピカラ光ねつと契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのピカラ光ねつ

と契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、ピカラ光ねっとが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するピカラ光ねっとの利用料金（料金表に規定する利用料金。なお、そのピカラ光ねっとの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりピカラ光ねっとの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（免責）

- 第46条** 当社は、ピカラ光ねっとに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ピカラ光ねっとと契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。ただし、別記1（5）に定めるピカラ光ねっとにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
 - 3 当社は、ピカラ光ねっとと契約者がピカラ光ねっとを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任を負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
 - 4 当社は、ピカラ光ねっとと契約者がピカラ光ねっとに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
 - 5 当社は、この約款に明示的に定める場合を除き、ピカラ光ねっとと契約者がピカラ光ねっとの利用にあたって情報蓄積装置に蓄積する情報等の保存又は流出若しくは消失等について、一切責任を負いません。
 - 6 当社は、この約款に明示的に定める場合を除き、ピカラ光ねっとの利用の中止、停止又は廃止等によりピカラ光ねっとと契約者に損害が生じても、一切責任を負いません。
 - 7 ピカラ光ねっとと契約者がピカラ光ねっとの利用に関連し、他のピカラ光ねっとと契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他のピカラ光ねっとと契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、そのピカラ光ねっとと契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
 - 8 当社の故意又は重大な過失に基づく場合には、第3項乃至第6項の規定は適用しません。ただし、ピカラ光ねっとと契約者がこの約款に定める義務を怠ったことによる損害については、本項の適用対象外とします。

第13章 雑則

（承諾の限界）

- 第47条** 当社は、ピカラ光ねっとと契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承

諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をしたピカラ光ねっと契約者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係るピカラ光ねっと契約者の義務)

第48条 ピカラ光ねっと契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がピカラ光ねっと契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取りはずし、変更、分解、若しくは破壊、又はその契約者回線等に線条その他の導体を接続しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに光ネットサービス取扱所に通知していただきます。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がピカラ光ねっと契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) ピカラ光ねっとの提供に必要な電気通信設備の設置のため、ピカラ光ねっと契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、ピカラ光ねっと契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
 - (5) ピカラ光ねっと契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、ピカラ光ねっと契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
 - (6) 当社がピカラ光ねっと契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (7) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でピカラ光ねっとを利用しないこと。
 - (8) 別記11に定める禁止事項に抵触しないこと。
- 2 ピカラ光ねっと契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(ピカラ光ねっと契約者以外の者の利用に係る義務)

第49条 ピカラ光ねっと契約者は、契約者回線等をピカラ光ねっと契約者以外の第三者(別記11(ピカラ光ねっとにおける禁止事項)(23)の同一契約者回線等を使用する同居の家族等を除きます)に使用させる場合は、次の各号の事項について守っていただきます。

- (1) ピカラ光ねっと契約者は、前条(利用に係るピカラ光ねっと契約者の義務)の規定の適用について、その契約者回線等を使用する当該ピカラ光ねっと契約者以外の者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) ピカラ光ねっと契約者は、当社が次に掲げるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第42条(ピカラ光ねっと契約者の維持責任)
 - イ 第43条(ピカラ光ねっと契約者の切分責任)
 - ウ 別記の6(自営端末設備の接続)
 - エ 別記の7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
 - オ 別記の8(自営電気通信設備の接続)
 - カ 別記の9(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(ユーザID及びパスワードの管理)

第50条 当社は、ピカラ光ねっと契約の成立に伴いピカラ光ねっと契約者にユーザIDとパスワードを付与します。

- 2 ピカラ光ねっと契約者は、ユーザID及びパスワードを適切に管理していただきます。

- 3 ピカラ光ねっと契約者は、ユーザID及びパスワードにつき、貸与、譲渡又は売買することはできません。
- 4 ユーザID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤又は第三者の不正使用に起因する損害はピカラ光ねっと契約者が負うものとし、当社は当該損害についての責任を負いません。
- 5 前項に該当する事実が判明した場合、ピカラ光ねっと契約者は当社に届け出るものとします。
- 6 ピカラ光ねっと契約の解除に伴い、ピカラ光ねっと契約者は当社にユーザIDを返還していただきます。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第51条 ピカラ光ねっと契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(ピカラ光ねっと契約者に係る個人情報の利用)

第52条 当社は、取得したピカラ光ねっと契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先、利用状況等の情報を、ピカラ光ねっと及びピカラ光ねっとに関連するサービスの申込み(別表1に定める提携事業者、協定事業者等の申込受付も含まれます。)、契約の承諾、料金表に定める工事費、料金の適用、料金の請求その他業務の遂行上必要な業務等、利用目的の達成の範囲内で利用します。

(注) 利用目的の達成の範囲内での利用には、ピカラ光ねっと及びピカラ光ねっとに関連するサービスを提供するにあたり、ピカラ光ねっと契約者に係る個人情報の取扱いについて、当社の業務を委託する場合があります。

(提携事業者等との相互通知)

第53条 当社及び別表1に定める提携事業者又は協定事業者等は、当社が別に定める料金又は工事費の適用にあたり必要なピカラ光ねっと契約者の個人情報を、相互に通知します。

(ピカラ光ねっと契約者の個人情報の取扱い)

第54条 当社は、第52条に規定するピカラ光ねっと契約者に係る個人情報について、適正に管理いたします。当社は、ピカラ光ねっと契約者の個人情報について、あらかじめ同意を頂く場合又は法令で定める場合を除き、第三者提供をいたしません。

(ピカラ光ねっと契約者の個人情報の開示)

第54条の2 当社が保有するピカラ光ねっと契約者に係る保有個人情報の開示方法及び手数料等については、当社ホームページに公表します。

(提携事業者等のピカラ光ねっとに係る料金等の回収代行)

第55条 当社は、ピカラ光ねっと契約者から申出があったときは、次の全ての条件を満たす場合に限り、提携事業者又は協定事業者等が、そのピカラ光ねっと契約者に請求することとしたピカラ光ねっと又は当社が別に定めるサービスに係る料金又は工事に関する費用について、その提携事業者又は協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたピカラ光ねっと契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っておらず、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのピカラ光ねっと契約者の申出について、提携事業者又は協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのピカラ光ねっと契約者が当社が定める支払い期日を超えてもなお支払わないときは、当社はそのピカラ光ねっと契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(提携事業者等によるピカラ光ねっとに係る料金等の回収代行)

第56条 当社は、ピカラ光ねっと契約者から申出があったときは、この約款の規定により当社がそのピカラ光ねっと契約者に請求することとしたピカラ光ねっとに係る料金等について、当社の代理人として、別表1に定める提携事業者又は特定協定事業者等からの請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第57条 ピカラ光ねっとの提供又は利用にあたり、別記6乃至10の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)

第57条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(反社会的勢力の排除)

第58条 申込者又はピカラ光ねっと契約者（共に法人の場合を含む）は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ 将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動など標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団などその他これらに準じる者（以下「暴力団員など」といいます。）であること。
- (2) 暴力団員などが経営を支配していると認められる組織等との関係を有すること。
- (3) 暴力団員などが経営に実質的に関与していると認められる組織等との関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員などを利用していると認められる組織等との関係を有すること。
- (5) 暴力団員などに対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員などと社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 申込者又はピカラ光ねっと契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、申込者又はピカラ光ねっと契約者が前項に規定する事項に反すると相当な理由をもって疑われるときは、申込者又はピカラ光ねっと契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者又はピカラ光ねっと契約者は、これに応じるものとします。この場合において、当社は申込者又はピカラ光ねっと契約者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者又はピカラ光ねっと契約者は、これに応じるものとします。

4 当社は、申込者又はピカラ光ねっと契約者が第1項各号のいずれかに該当する若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、又は前項に規定する調査などに応じない若しくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合

であって、ピカラ光ねっと契約の申込みを承諾すること又はピカラ光ねっと契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、ピカラ光ねっと契約の申込みを承諾しないこと又はピカラ光ねっと契約を解除することが出来るものとします。

- 5 申込者又はピカラ光ねっと契約者は、前項の適用により、申込者又はピカラ光ねっと契約者自身に損害などが生じた場合であっても、当社に対し、当該損害などの賠償を請求しないものとします。

(閲覧)

第59条 ピカラ光ねっとにおける基本的な技術的事項は、別記(5)に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が指定する光ネットサービス取扱所において、ピカラ光ねっとを利用する上で参考となる、別記12に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
- 3 当社は、この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第60条 ピカラ光ねっとに関する附帯サービスの取扱いについては、別記16乃至27に定めるところによります。

別 記

別記

1 ピカラ光ねっとの提供区域等

(1) ピカラ光ねっとの提供区域

当社が提供するピカラ光ねっとの提供区域は、次表のそれぞれの市町村の区域とします。また、提供区域名は、各市町村の区域の略称とします。各提供区域の提携事業者、特定協定事業者は次のとおりとします。

地域	市町村の区域	提供区域名	提携事業者	特定協定事業者	初期提供開始日の引継ぎ
香川県	高松市、綾歌郡(宇多津町)、木田郡(三木町)	ピカラ(香川)	株式会社ケーブルメディア四国	—	可
	さぬき市	ピカラさぬき市	株式会社ケーブルメディア四国	—	可
	[エリア区分(1)] 丸亀市(旧丸亀市、飯山地区、綾歌地区)、多度津町	ピカラ CVC	中讃ケーブルビジョン株式会社	—	可 (ただし、エリア区分(1)及び(2)琴平町に限りです)
	[エリア区分(2)] まんのう町、琴平町				
	三豊市(三野町、高瀬町、山本町、財田町、豊中町、詫間町)、観音寺市	ピカラ MCB	三豊ケーブルテレビ放送株式会社	—	可
	東かがわ市	ピカラ東かがわ	株式会社ケーブルメディア四国	—	—
	坂出市、宇多津町	ピカラ KBN	香川テレビ放送網株式会社	—	可
愛媛県	松山市	ピカラ(愛媛)	株式会社愛媛CATV	—	可
	松山市(旧北条市地区)、伊予郡松前町	ピカラ愛媛CATV	—	株式会社愛媛CATV	可
	松山市(平井町、北梅本町)、東温市、上浮穴郡久万高原町、砥部町	ピカラ東温・久万高原	—	株式会社愛媛CATV	可
	[エリア区分(1)] 宇和島市	ピカラ UCAT	宇和島ケーブルテレビ株式会社	—	可 (ただし、エリア区分(1)に限りです)
	[エリア区分(2)] 北宇和郡鬼北町、松野町				
	宇和島市(ただし、「ピカラUCAT」のエリア区分(1)の提供区域を除く)	ピカラ(宇和島市)	宇和島ケーブルテレビ株式会社	宇和島市	可
	今治市	ピカラ ICK	今治シーエーティービー株式会社	—	—
	西予市	ピカラ西予	西予CATV株式会社	—	可
	八幡浜市、伊方町	ピカラ八西	一般財団法人八西CATV	—	可

徳島県	徳島市	ピカラ（徳島）	ケーブルテレビ 徳島株式会社	—	—
	板野郡北島町、松茂町、 上板町、徳島市応神町一部	ピカラ CUEtv	株式会社ひのき	—	その他
	[エリア区分(1)] 阿南市(エリア区分(2)以外 の同市内エリア)	ピカラテレビあなん	株式会社ケーブル テレビあなん	—	可
	[エリア区分(2)] 阿南市の一部(長生町の一部、 大井町、大田井町、水井町、 細野町、加茂町、具河及び 黒河、阿瀬七町、山口町、 桑野町、内原町、橋町の一部、 椿町の一部、椿泊町)				
	[エリア区分(1)] 阿南市((2)以外の同市内 エリア)	ピカラ MTC	徳島県南メディア ネットワーク株式会社	—	可 (ただし、エリア区分 (1)に限ります)
	[エリア区分(2)] 阿南市の一部(新野町、 福井町の一部、那賀川町の 一部)				
	徳島市国府町、入田町、 一宮町、不動東町、不動西町、 不動北町、不動本町、下町、 徳島市春日町	ピカラ KBC	国府町農事放送 農業協同組合	—	可
	美波町、牟岐町、海陽町	ピカラ海部	ケーブルテレビ 徳島株式会社	—	—
	石井町	ピカラ石井 CATV	石井町有線放送 農業協同組合	—	可
	藍住町、板野町	ピカラエーアイ	エーアイテレビ 株式会社	—	可
	吉野川市	ピカラおえ	株式会社ケーブル ネットおえ	—	可
	那賀町	ピカラなか	那賀町	—	—
	小松島市	ピカラ東阿波	株式会社東阿波 ケーブルテレビ	—	可
	鳴門市	ピカラ鳴門	株式会社テレビ鳴門	—	—
阿波市	ピカラあわ	阿波市	—	—	
三好市	ピカラ ICN	株式会社池田 ケーブルネットワーク	—	—	
高知県	高知市、南国市、吾川郡 (いの町)	ピカラ KCB	高知ケーブル テレビ株式会社	—	可
	土佐市、須崎市	ピカラよさこい	よさこいケーブル ネット株式会社	—	可
	梼原町	ピカラゆすはら	梼原町	—	—

香南市	ピカラ香南	一般社団法人 香南ケーブルテレビ	—	—
日高村	ピカラ日高	日高村	—	—
奈半利町、安田町、 北川村、馬路村	ピカラ中芸	奈半利町、安田町、 北川村、馬路村	—	—
[エリア区分(1)] 宿毛市、四万十市(ただし、 エリア区分(2)を除く)	ピカラSWAN	西南地域ネット ワーク株式会社	—	可 (ただし、エリア区分 (1)に限ります)
[エリア区分(2)] 四万十市(西土佐地区、有岡 地区)、幡多郡大月町				
中土佐町	ピカラ中土佐	よさこいケーブル ネット株式会社	—	可
大豊町	ピカラおおとよ	大豊町	—	—

(2) 特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねつと契約者に対する提供範囲

別記1(1)に定める特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねつと契約者に対するピカラ光ねつとの提供範囲については、次に掲げるとおりとします。

- (ア) 当社並びに特定協定事業者の相互接続点と当社並びに他の協定事業者の相互接続点との間
 - (イ) 当社並びに特定協定事業者の1の相互接続点と当社並びに特定協定事業者の他の相互接続点との間
- (注) 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、ピカラ光ねつとの需要と供給の見込み等を考慮して提供区域を設定します。

(3-1) 契約の条件

当社の提供するピカラ光ねつと契約を締結するにあたり、次表に該当する場合は、契約の条件が発生します。

提供区域名	自治体又は提携事業者	契約の条件
ピカラICN	株式会社池田ケーブルネットワーク	ピカラ光ねつとの契約を締結するにあたり、左記の提供区域に該当する場合は、それぞれ自治体又は提携事業者が指定する設備を、設置することを契約の条件とします。
ピカラあわ	阿波市	
ピカラおおとよ	大豊町	
ピカラゆすはら	梶原町	
ピカラ海部	牟岐町、美波町、海陽町	
ピカラ中芸	奈半利町、安田町、北川村、馬路村	
ピカラ東かがわ	東かがわ市	
ピカラ日高	日高村	
ピカラなか	那賀町	
ピカラUCAT [エリア区分(2)]	宇和島ケーブルテレビ株式会社	
ピカラSWAN [エリア区分(2)]	西南地域ネットワーク株式会社	

(3-2) 工事費等の条件

次表に該当する場合は、ピカラ光ねっと契約の申込みにあたり、工事費等が必要となる場合があります。

提供区域名		工事費等の条件
香川県	ピカラ MCB、 ピカラ KBN、	ピカラ光ねっとの契約の申込みにあたり、左記の提供区域に該当する場合は、それぞれ提携事業者に対して、加入金、初期設定費、引込工事費、宅内工事費が必要となる場合があります。
愛媛県	ピカラ UCAT、 ピカラ西予、	
徳島県	ピカラ CUEtv、 ピカラ KBC、 ピカラエーアイ、 ピカラなか、 ピカラ鳴門、	
高知県	ピカラよさこい、 ピカラ日高、 ピカラ SWAN	
香川県	ピカラ CVC、	ピカラ光ねっとの契約の申込みにあたり、左記の提供区域に該当する場合は、それぞれ提携事業者に対して、加入金、引込工事費、宅内工事費が必要となる場合があります
徳島県	ピカラテレビあなん、 ピカラ海部	
高知県	ピカラゆすはら	
徳島県	ピカラあわ	ピカラ光ねっとの契約の申込みにあたり、左記の提供区域に該当する場合は、それぞれ提携事業者に対して、宅内工事費が必要となる場合があります
高知県	ピカラおおとよ	

(4-1) 移転に係る初期提供開始日の引継ぎ

当社は、契約者回線等の移転に初期提供開始日の引継ぎについて、次のとおり取り扱います。

- (ア) 別記1(1)表の提供区域の同市町村内の移転又は別記1(1)表の移転欄が「可」の提供区域へ移転する場合は、当社所定の移転申込書により移転前の提供区域の提携事業者又は特定協定事業者との契約（以下この項目において「既存契約」といいます。）の初期提供開始日を引き継ぎます。
ただし、移転に係る既存契約の解除と同時期に、移転先のピカラ光ねっとの利用に係る提携事業者又は特定協定事業者の契約を締結し、移転先のピカラ光ねっとを提供した場合に限ります。
- (イ) 別記1(1)表の移転欄が「一」の提供区域への移転については、既存契約の初期提供開始日を引き継ぎません。また、この移転先において別記1(3-1)、(3-2)に該当する場合は、それぞれ移転先の定める条件を満たす必要があります。
- (ウ) 別記1(1)表の移転欄が「その他」の提供区域への移転については、既存契約の初期提供開始日を引き継ぎません。また、この提供区域からの移転についても、初期提供開始日の引継ぎの適用対象外とします。
- (エ) 別記1(4-2)に規定する契約者回線等の移転に係る品目の変更の請求を当社が受け付けた場合についても、初期提供開始日の取扱いは(ア)、(イ)、(ウ)と同様とします。

(4-2) 移転に係る品目の変更の取扱い

当社は、契約者回線等の移転に係る品目の変更について、次のとおり取り扱います。

提供区域名		品目	契約者回線等の移転に係る取扱い	
香川県	ピカラ (香川)、 ピカラさぬき市、 ピカラ東かがわ	ピカラ MCB、	契約者回線等の移転に係る品目の変更について、移転前と同じ品目又は高速の品目を選択できます。 ただし、移転先の品目が移転前より低速の品目しか選択できない場合は、当該低速の品目を選択していただきます。	
愛媛県	ピカラ (愛媛)、 ピカラ愛媛 CATV、 ピカラ UCAT、 ピカラ ICK、 ピカラ八西	ピカラ東温・久万高原、 ピカラ (宇和島市)、 ピカラ西予、		
徳島県	ピカラ (徳島) ピカラテレビあなん、 ピカラ KBC、 ピカラ石井 CATV、 ピカラおえ、	ピカラ MTC、 ピカラ海部、 ピカラエーアイ、 ピカラ東阿波、		
高知県	ピカラ KCB、 ピカラよさこい、 ピカラ日高、 ピカラ SWAN、	ピカラ香南、 ピカラ中芸、 ピカラ中土佐、		
高知県	ピカラゆすはら	100M		
香川県	ピカラ CVC	10M 100M		
徳島県	ピカラ CUEtv	1 G		
香川県	ピカラ KBN	1 G		
徳島県	ピカラなか、 ピカラ鳴門、			ピカラあわ、 ピカラ ICN
高知県	ピカラおおとよ			

(5) ピカラ光ねっとにおける基本的な技術的事項

品目	インタフェース条件
10Mb/s	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ)
100Mb/s	
1Gb/s	IEEE802.3 準拠 1000BASE-T 又は 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクタ)

2 ピカラ光ねっと契約者の地位の継承

- (1) 相続又は法人の合併等により、ピカラ光ねっと契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併等の後存する法人若しくは合併等により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに光ネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 ピカラ光ねっと契約者の氏名等の変更

- (1) ピカラ光ねっと契約者は、氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに光ネットサービス取扱所に届け出るものとします。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

4 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行等

- (1) 特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
当社は、ピカラ光ねっと契約者からの要請があったときは、特定協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

- (2) 特定協定事業者が提供する加入者回線

提供区域名	特定協定事業者	加入者回線
・ピカラ東温・久万高原 ・ピカラ愛媛CATV	株式会社愛媛CATV	各特定協定事業者が定める専用IPサービス
・ピカラ(宇和島市)	宇和島市	宇和島市地域情報ネットワーク施設設置条例第5条第1項第5号及び同条例別表2に定めるインターネット接続業務の内、光インターネット接続

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのピカラ光ねっと契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がピカラ光ねっと契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ピカラ光ねっと契約者から提供していただきます。
- (3) ピカラ光ねっと契約者等は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、ピカラ光ねっと契約者等の負担によりその設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) ピカラ光ねっと契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) ピカラ光ねっと契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) ピカラ光ねっと契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)乃至(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) ピカラ光ねっと契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ピカラ光ねっと契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ピカラ光ねっと契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) ピカラ光ねっと契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) ピカラ光ねっと契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) ピカラ光ねっと契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) ピカラ光ねっと契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

11 ピカラ光ねっどにおける禁止事項

ピカラ光ねっど契約者は、ピカラ光ねっどをの利用するにあたり、以下の行為についてを行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (7) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。）。
- (9) ピカラ光ねっどにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 不正アクセス行為又は不正アクセス行為を助長する行為、他人になりすましてピカラ光ねっどを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- (11) 偽りその他不正な手段により個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (15) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (16) 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (18) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (20) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する行為（不特定の者に掲載等させることを助長する行為も含む）又は助長する態様でリンクを張る行為。

- (22) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (23) ピカラ光ねっとの一部又は全部を第三者（同一契約者回線等を使用する同居の家族等は除きます）に利用させたり、転貸する行為。ただし、料金表に定める事業者が提供するサービスを利用する場合を除く。
- (24) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為。

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

13 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

14 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、ピカラ光ねっと契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	<p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が一の題号について8,000部以上であること。</p>
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 ノートン セキュリティ オンラインの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者にノートン セキュリティ オンラインを提供します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

17 マカフィーセキュリティサービスの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるマカフィーセキュリティサービスを提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

18 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

19 ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM の提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM を提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

20 カスペルスキー セキュリティの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるカスペルスキー セキュリティを提供します。この場合、提供条件等については、料金表に定めるところによります。

21 詐欺ウォールの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定める詐欺ウォールを提供します。この場合、提供条件等については、料金表に定めるところによります。

22 リモートサポートサービスの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるリモートサポートサービスを提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

23 かけつけサポートサービスの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるかけつけサポートサービスを提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

24 初期設定サービスの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定める初期設定サービスを提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

25 料金請求書等の発行

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるピカラ光ねっとに係わる料金請求書等（以下「料金請求書等」といいます。）を発行します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める発行料の支払いを要します。

26 支払い証明書等の発行

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるピカラ光ねっとに係る支払い証明書等（以下「支払い証明書等」といいます。）を発行します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に定める発行の支払いを要します。

27 提携割引

他事業者が、当社のピカラ光ねっと契約の成立を条件に自己のサービスに適用する割引（以下「提携割引」といいます。）は、次のとおりとします。

事業者	サービス	提携割引	対象の提供区域
KDD I 株式会社	au(WIN)通信サービス	特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリュー）	別記1（1）の提供区域（ただし、ピカラゆすはらを除く）
沖縄セルラー電話株式会社	au(LTE)通信サービス		

料 金 表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ピカラ光ねっとと契約者がそのピカラ光ねっとの品目、区別若しくは種別等に応じて定まる基本額、加算額及び付加機能利用料（以下「定額利用料」といいます。）と、情報量に応じた加算額により定まる料金（以下「通信料」といいます。）につき、料金月（1の暦月の起算日（暦月の初日）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）毎に、月額料金として計算します。
- 2 定額利用料は、起算日において当社が提供するピカラ光ねっとの品目、区別若しくは種別等に準じた料金を適用して算定します。
 - (1) 初期提供開始日、契約者回線等の移転（ただし、提供区域内の移転は除きます。）、付加機能の提供等に係るピカラ光ねっと又は付加機能の提供を開始した日（以下「提供開始日等」といいます。）が含まれる月の定額利用料はいただきません。
 - (2) ピカラ光ねっとの解除日又は付加機能の廃止日が起算日以外になる場合は、当該料金月の定額利用料はいただきます。
 - (3) (1)の提供開始日等とピカラ光ねっとの解除日又は付加機能の廃止日が同一月となった場合には、当該料金月の定額利用料はいただきます。
 - (4) 当社は、ピカラ光ねっとの品目、区別若しくは種別等が変更された場合には、起算日時点でピカラ光ねっと契約者に対して提供する品目、区別若しくは種別等に応じて定まる料金を適用して算定します。
 - (5) 定額利用料のうち情報量に応じた加算額は、1の料金月の前月の起算日（暦月の21日）から次の暦月の起算日の前日までの期間（以下「月間累計期間」といいます。）に測定した情報量に従って算定します。
 - (6) 初期契約解除を行う場合は、上記にかかわらず初期提供開始日からピカラ光ねっとと契約の解除までの期間において定額利用料（情報量に応じた加算額を除きます。）を日割りにて算定します。
 - (7) (6)を適用する場合の定額利用料の日割りの算定は、暦日数により行います。
- 3 通信料については、料金月に従って1の通信ごとに計算したものの合計額とします。

(料金の設定)

- 4 特定協定事業者と契約を締結するピカラ光ねっと契約者の基本額（契約者回線のほか特定協定事業者の提供範囲も含みます）については、当社が設定します。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 ピカラ光ねっとと契約者は、料金表に定める料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、支払いを要します。
- 7 ピカラ光ねっとと契約者は、支払いを要することとされた料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、当社が指定する期日までに、支払期日の到来する順序に従って当社が指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。
- 8 当社は、支払いを要することとされた料金その他の債務について、必要に応じ、当社が別に定める事業者による回収業務及びこれに付随する業務を委託する場合があります。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、ピカラ光ねっとと契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめてお支払いいただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、当社が請求することとなる料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、ピカラ光ねっと契約者が希望される場合には、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 11 第34条（利用料金の支払義務）乃至第36条（手続きに関する料金の支払義務）及び第60条（附帯サービス）の規定等により、この料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税抜価格を表します。

(料金等の臨時減免等)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣の光ネットサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

また、当社は、この約款の規定にかかわらず、当社の判断により、その料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

(1) 品目及び種別等に係る料金の適用

ア ピカラ光ねつとには次の品目があります。

品目	内容
1Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの。
100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの。
10Mb/s	最大10Mbit/sの符号伝送が可能なもの。

イ ピカラ光ねつとには、次表のとおり提供の形態による区別及び種別があります。

A 提供の形態による区別

区別	内容
メニュー1 (ピカラ光ねつと)	メニュー2以外のもの。
メニュー2 (ピカラ光らいと)	情報量に応じた加算額の支払いを要するもの。

B 提供の形態による種別

種別	内容	
プラン1 (ホーム)	タイプI	メニュー1のもので、プラン1のタイプII、プラン2以外のもの。
	タイプII (2015年1月31日をもって新規、継続受付を停止)	メニュー1のもので、プラン2以外のもののうち、タイプII適用に係る一時金を要するもの
プラン2 (マンション)	プラン2-1 (オール光タイプ)	メニュー1のもので、当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線等に係る契約者からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、それぞれの契約者回線等ごとに回線終端装置を設置するもの。 ただし、加入者回線を使用する場合には、建物の共用部分の設備等は特定協定事業者が設置します。
	プラン2-2A (LANタイプ)	メニュー1のもので、当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、プラン2-1、プラン2-2B、プラン2-3以外のもので、集合住宅内の配線が当社以外の設備でLAN方式のもの。 ただし、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合(又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合)に限り提供いたします。

	プラン2-2B (マンションバリュープラン LANタイプ)	メニュー1のもので、当社が契約者グループを設定して提供するものうち、集合住宅内の配線が当社設備の配線を用いてLAN方式で提供するもの
	プラン2-3 (VDSLタイプ)	メニュー1のもので、当社が契約者グループを設定して提供するものうち、DSL方式の配線設備多重装置を設置するもの ただし、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合（又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合）に限り提供いたします。
プラン3	プラン3-1 (ホーム)	メニュー2のもので、プラン3-2、プラン3-3、プラン3-4以外のもの
	プラン3-2 (マンション オール光タイプ)	メニュー2のもので、当社が契約者グループを設定して提供するものうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、それぞれの契約者回線等ごとに回線終端装置を設置するもの ただし、加入者回線を使用する場合には、建物の共用部分の設備等は特定協定事業者が設置します。
	プラン3-3 (マンション LANタイプ)	メニュー2のもので、当社が契約者グループを設定して提供するものうち、プラン3-2、プラン3-4以外のもの ただし、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合（又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合）に限り提供いたします。
	プラン3-4 (マンション VDSLタイプ)	メニュー2のもので、当社が契約者グループを設定して提供するものうち、DSL方式の配線設備多重装置を設置するもの ただし、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合（又は当社が8以上の契約になると見込んだ場合）に限り提供いたします。
備考		
<p>1 契約者グループには、プラン2-1とプラン2-2、プラン2-3を、またプラン3-2とプラン3-3、プラン3-4とを同時に適用することはできません。 なお、プラン2-1とプラン3-2を、プラン2-2とプラン3-3を、プラン2-3とプラン3-4を、同時に適用します。</p> <p>2 1Gb/s品目は、プラン1及びプラン2-1に限り提供し、プラン2-2、プラン2-3、プラン3には、提供しません。</p> <p>3 1Gb/s品目から100Mb/s品目への変更は、プラン1、プラン2-1からプラン3に変更する場合に限りです。</p> <p>4 10Mb/s品目は、プラン1及びプラン2-1に限り提供します。</p>		

ウ ピカラ光ねつとには、次のとおり通信の態様があります。

A 当社が提供する IP アドレス

1 の契約者回線等ごとに提供する動的グローバル IP アドレスの数は1 とします。

B 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
IPv4	通信に IPv4 プロトコルを利用するもの
デュアルスタック	通信に IPv4 プロトコル及び IPv6 プロトコルを利用するもの
備考	
1 デュアルスタックは、次のすべての提供条件を満たす場合に限り提供します。 ・メニュー1(ピカラ光ねつと)の品目が1Gb/s 又はメニュー2(ピカラ光らいと)のもの ・料金表に定める無線LAN対応ルータ機能を利用している	
2 デュアルスタックの、IPv4 プロトコル及びIPv6 プロトコルに係るアドレスの付与等については、当社が別に定めるところによります。	

(2)最低利用期間内にピカラ光ねっと契約の解除等があった場合の料金の適用

ア ピカラ光ねっとには次表に定める最低利用期間があります。

区 分		最低利用期間	
1Gb/s		2年間	
100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ2-2B [マンションﾊﾞﾘｬｰﾌﾟﾗﾝLANﾀｲﾌﾟ]のもの)		1年間	
100Mb/s (ﾌﾟﾗﾝ2-2B [マンションﾊﾞﾘｬｰﾌﾟﾗﾝ LANﾀｲﾌﾟ]以外 のもの)	提供区域名	申込時期	最低利用期間
	・ピカラさぬき市 ・ピカラおえ ・ピカラなか ・ピカラ東阿波 ・ピカラSWAN ・ピカラ中土佐	—	2年間
	・ピカラ東かがわ ・ピカラUCAT [エリア区分(2)] ・ピカラ西予 ・ピカラ八西 ・ピカラ海部 ・ピカラゆすはら ・ピカラ香南 ・ピカラ日高 ・ピカラ中芸	—	1年間
	・ピカラ(香川)、ピカラ(愛媛)、ピカラ(徳島) ・ピカラMCB ・ピカラ愛媛CATV ・ピカラUCAT [エリア区分(1)] ・ピカラ(宇和島市) ・ピカラICK ・ピカラCUEtv ・ピカラテレビあなん [エリア区分(1)] ・ピカラMTC [エリア区分(1)] ・ピカラKBC ・ピカラ石井CATV ・ピカラエーアイ ・ピカラよさこい	2012年1月1日以降	2年間
		2011年12月31日より以前	1年間
	・ピカラCVC	2012年6月1日以降	2年間
		2012年5月31日より以前	1年間
	・ピカラテレビあなん [エリア区分(2)] ・ピカラMTC [エリア区分(2)]	2013年8月1日以降	2年間
2013年7月31日より以前		1年間	
10Mb/s	・ピカラCUEtv	2012年1月1日以降	2年間
		2011年12月31日より以前	1年間

イ ピカラ光ねつと契約者は、アの最低利用期間内にピカラ光ねつと契約の解除があった場合は、第13条（最低利用期間）の規定により、次表に規定する額を一括して支払っていただきます。ただし、同条第2項ただし書きに該当する場合及びウに該当する場合は除きます。

区 分				料金額（税込） [1 契約者回線等ごと]
品目	提供区域名	申込時期	初期提供開始日から 解除までの期間	
1Gb/s	<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラ（香川） ・ピカラ（愛媛） ・ピカラ（徳島） ・ピカラKCB 	2012年1月1日 以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜35,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜10,000円)
		2010年4月1日～ 2011年12月31日	—	33,000円 (税抜30,000円)
		2010年3月31日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金(定額利用料の うち基本額及び加算額 とします。以下この欄に おいて同じとします。)に 相当する額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラCVC 	2012年6月1日 以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜35,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜10,000円)
		2011年4月1日～ 2012年5月31日	—	33,000円 (税抜30,000円)
		2011年3月31日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラ愛媛CATV ・ピカラCUEtv ・ピカラテレビあなん ・ピカラMTC ・ピカラKBC ・ピカラ石井CATV ・ピカラエーアイ ・ピカラおえ 	2012年1月1日 以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜35,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜10,000円)
		2011年12月3日 より以前	15ヶ月以内	33,000円 (税抜30,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	5,500円 (税抜5,000円)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラさぬき市 ・ピカラMCB ・ピカラ東かがわ ・ピカラKBN ・ピカラ東温・久万高原 ・ピカラUCAT ・ピカラ (宇和島市) ・ピカラICK ・ピカラ西予 ・ピカラ八西 ・ピカラ海部 ・ピカラなか ・ピカラ東阿波 ・ピカラ鳴門 ・ピカラあわ ・ピカラICN ・ピカラよさこい ・ピカラ香南 ・ピカラ日高 ・ピカラ中芸 ・ピカラswan ・ピカラ中土佐 ・ピカラおおとよ 	-	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
100Mb/s (プラン2-2B [マンションパブリック LANタイプ])	・ピカラ (徳島)	-	-	13,200円 (税抜 12,000円)
100Mb/s (プラン2-2B以外 のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラ (香川) ・ピカラ (愛媛) ・ピカラ (徳島) ・ピカラ愛媛CATV ・ピカラKCB 	2012年1月1日 以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
		2010年4月1日～ 2011年12月31日	-	33,000円 (税抜 30,000円)
		2010年3月31日 より以前	-	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額

<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラMCB ・ピカラUCAT [エリア区分(1)]	2012年1月1日以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
	2011年4月1日～ 2011年12月31日	—	33,000円 (税抜 30,000円)
	2011年3月31日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラテレビあなん [エリア区分(2)]	2013年8月1日以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
	2011年4月1日～ 2013年7月31日	—	33,000円 (税抜 30,000円)
	2011年3月31日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラCVC 	2012年6月1日以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
	2011年4月1日～ 2012年5月31日	—	33,000円 (税抜 30,000円)
	2011年3月31日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラCUEtv 	2012年1月1日以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
	2010年6月9日～ 2011年12月31日	—	33,000円 (税抜 30,000円)
	2010年6月8日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
<ul style="list-style-type: none"> ・ピカラKBC 	2012年1月1日以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)

		2010年6月15日～ 2011年12月31日	—	33,000円 (税抜30,000円)
		2010年6月14日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
・ピカラ石井CATV	2012年1月1日 以降	15ヶ月以内		38,500円 (税抜35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内		11,000円 (税抜10,000円)
	2010年7月14日～ 2011年12月31日	—		33,000円 (税抜30,000円)
	2010年7月13日 より以前	—		残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
・ピカラエーアイ	2012年1月1日 以降	15ヶ月以内		38,500円 (税抜35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内		11,000円 (税抜10,000円)
	2010年8月16日～ 2011年12月31日	—		33,000円 (税抜30,000円)
	2010年8月15日 より以前	—		残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
・ピカラさぬき市 ・ピカラおえ ・ピカラ東阿波 ・ピカラSWAN ・ピカラ中土佐	—	15ヶ月以内		38,500円 (税抜35,000円)
		16ヶ月以上 2年以内		11,000円 (税抜10,000円)
・ピカラUCAT [エリア区分(2)] ・ピカラ西予 ・ピカラ海部 ・ピカラゆすはら ・ピカラ香南	2011年4月1日 以降	—		33,000円 (税抜30,000円)
	2011年3月31日 より以前	—		残余の期間に対応する 利用料金に相当する額
・ピカラ東かがわ ・ピカラ八西 ・ピカラ日高 ・ピカラ中芸	—	—		33,000円 (税抜30,000円)

10Mb/s	・ピカラCUE t v	2012年1月1日以降	15ヶ月以内	38,500円 (税抜 35,000円)
			16ヶ月以上 2年以内	11,000円 (税抜 10,000円)
		2010年6月9日～ 2011年12月31日	—	33,000円 (税抜 30,000円)
		2010年6月8日 より以前	—	残余の期間に対応する 利用料金に相当する額

ウ 当社は、イの規定にかかわらず、当社の判断により、イで定める料金額を減額して適用することがあります。

(3) 復旧等に伴い収容光ネットサービス取扱局又はその経路を変更した場合の利用料金の適用

当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容光ネットサービス取扱局又は経路を変更した場合の定額利用料は、契約者回線等を変更前の収容光ネットサービス取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

(4) 情報量に応じた加算額の適用

ア プラン3に係る利用料については、契約者回線等において利用があった情報量に応じて、2料金額に規定する情報量に応じた加算額を適用します。

イ 情報量に応じた加算額は、契約者回線等と自営端末設備または自営電気通信設備との間において行われた通信に係る課金対象符号（制御信号を含むものをいいます。以下同じとします。）の情報量の1料金月における月間累計（以下「月間累計情報量」といいます。）に応じて、2料金額の規定により算定します。

ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。

- (1) 課金対象符号の情報量は、当社の機器により測定します。
- (2) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又はIP通信網契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。
- (3) 当社は、提供の形態による種別がプラン3のものから種別等の変更があった場合であって、同一月間累計期間内において再び提供の形態による種別がプラン3のものへの種別等の変更があったときは、種別等の変更前と変更後の提供の形態による種別がプラン3のものに係る課金対象符号の情報量を合算して情報量に応じた加算額を算定します。

エ プラン1、プラン2から、提供の形態による種別がプラン3のものへの種別等の変更があった場合であって、その月間累計期間の起算日はその種別等の変更があった日の属する料金月の翌月の初日とします。

オ プラン3から、提供の形態による種別がプラン1、プラン2のものへの種別等の変更であって、その種別等の変更があった日の翌料金月の属する月間累計期間による課金対象符号の情報量を算定した加算額と、変更後の種別等による定額利用料の合計額が変更後の種別等による定額利用料を超える場合は、合計額のうち変更後の種別等による定額利用料を超える部分の額について、合計額から減額して適用します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

カ ピカラ光ねっとを解除した場合において、その解除日の翌料金月に属する月間累計期間の情報量に応じた加算額は、その解除日の翌料金月の加算額として適用します。

(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の加算額の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の情報量に応じた加算額は、次のとおりとします。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報量に応じた加算額が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

次の（1）又は（2）の把握可能な実績に基づいて算出した1日平均の情報量に応じた加算額が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（1）過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の情報量に応じた加算額が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（2）過去2ヶ月以上の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定できなかった日より前の実績が把握できる期間における1日平均の情報量に応じた加算額又は故障等の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算額のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(6)長期契約割引の適用

ア 当社は、ピカラ光ねっと契約者又は申込者（プラン1のタイプI及びプラン2-1、2-2A、2-3に係るものに限り、）から長期契約割引の申出があった場合、次表に定める長期契約割引（3年又は5年契約のステップコース）を適用します。

長期契約割引を適用する期間（以下「長割適用期間」といいます。）は、長割契約割引の申込みが、ピカラ光ねっとの申込みと同日の場合は、初期提供開始日を含む月の初日、ピカラ光ねっとの契約期間中の申込みであった場合は長期契約割引申込日を含む月の翌月初日を起算日とした次表に定める期間とします。

コース		種別	対象者及び長割適用期間
3年契約	ステップ	プラン1 タイプI	フラット以外のピカラ光ねっと契約者が適用されるコースで、 起算日を含む月からピカラ光ねっとを利用する月数が36ヶ月
		プラン2 (2-2Bを除く)	
	フラット 別記19に定める提携割引の 適用される場合のみ	プラン1 タイプI	別記19に定める提携割引が適用される場合にのみ適用されるコース で、起算日を含む月からピカラ光ねっとを利用する月数が36ヶ月
		プラン2 (2-2Bを除く)	
5年契約	ステップ	プラン1 タイプI	フラット以外のピカラ光ねっと契約者が適用されるコースで、 起算日を含む月からピカラ光ねっとを利用する月数が60ヶ月

イ 長期契約割引の申出があった場合、アに定義する長割適用期間において、料金表第1表2料金額に規定する2-1-1基本額から、次表に規定する額を割引します。

コース	種別	継続利用期間	料金額[月額](税込) [1契約者回線等ごと]	(長期割引) 割引額[月額]	割引後の基本額 [1契約者回線等ごと]	
3年契約	ステップ	プラン1 タイプI	36ヶ月以内	5,720円 (税抜5,200円)	600円	5,060円 (税抜4,600円)
			37ヶ月以上 72ヶ月以内		700円	4,950円 (税抜4,500円)
			73ヶ月以上 108ヶ月以内		800円	4,840円 (税抜4,400円)
			109ヶ月以上		1,000円	4,620円 (税抜4,200円)
	プラン2 (2-2Bを除く)	60ヶ月以内	4,400円 (税抜4,000円)	600円	3,740円 (税抜3,400円)	
		61ヶ月以上		720円	3,608円 (税抜3,280円)	
	フラット	プラン1	—	5,720円 (税抜5,200円)	300円	5,390円 (税抜4,900円)
		プラン2 (2-2Bを除く)	—	4,400円 (税抜4,000円)	300円	4,070円 (税抜3,700円)
5年契約	ステップ	プラン1 タイプI	24ヶ月以内	5,720円 (税抜5,200円)	700円	4,950円 (税抜4,500円)
			25ヶ月以上 60ヶ月以内		800円	4,840円 (税抜4,400円)
			61ヶ月以上 96ヶ月以内		900円	4,730円 (税抜4,300円)
			97ヶ月以上		1,000円	4,620円 (税抜4,200円)

- ウ 長割適用期間中の長期契約割引のみの廃止はできません。当社は、長割適用期間が満了する月（以下「更新月」といいます。）までに、ピカラ光ねっと契約者から長期契約割引の更新をしない旨の申出があった場合、更新月に長期契約割引を廃止（以下「更新月の廃止」といいます。）します。
- エ ウに規定する更新月の廃止又は長期契約割引のコース変更の申出が無い場合、長割適用期間満了前と同じコースでの契約更新の申出があったものとみなします。
- オ 継続利用期間が 108 ヶ月を経過した場合、申込み又は更新できる長期契約割引のコースは 3 年契約のみとします。
- カ 長割適用期間中のコース変更は、3 年契約から 5 年契約への変更のみ受け付けます。ただし、プラン変更を伴う場合はこの限りではありません。
- キ 別記 19 に定める他事業者から提携割引の適用を受けるピカラ光ねっと契約者は、当社が当該他事業者から提携割引を適用した月（以下「提携割引適用月」といいます。）に係る長期契約割引の適用に必要な情報の通知を受けることについて承諾していただきます。
- ク 提携割引適用月に係る長期契約割引のコースは、3 年契約のフラットのみとし、当該提携割引の適用の対象外となった場合は 3 年契約のステップとします。当該提携割引の適用の有無によるコース変更は当社で行います。
- ケ コース変更があった場合、変更があった日を含む料金月の翌料金月より変更後の料金を適用します。
- コ プラン変更及び提携割引の適用の有無により 5 年契約から 3 年契約へコース変更となった場合の変更後の長割適用期間は、以下のとおりとします。
- (1) 長割適用期間の残余期間が 37 ヶ月以上の場合
コース変更した日を起算日とし、起算日を含む月から 36 ヶ月間
 - (2) 長割適用期間の残余期間が 36 ヶ月以内の場合
コース変更前の起算日を適用し、起算日を含む月から 60 ヶ月間
- サ 長割適用期間及び継続利用期間には、ピカラ光ねっとの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
- シ 長割適用期間及び継続利用期間には、ピカラ光ねっとの利用休止又は移転に伴う契約者回線を利用できなかった期間は含まないものとします。
- ス 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、アに規定するプラン以外への変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、イに規定する長期契約割引を中断します。再び、アに規定するプランへの変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、イに規定する長期契約割引を適用します。ただし、長期契約割引を中断した期間（以下「長割中断期間」といいます。）は、長割適用期間及び継続利用期間に含まれるものとします。
- セ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、ピカラ光ねっとの解除があった場合は、長期契約割引を廃止します。
- ソ セのピカラ光ねっとの解除に伴う長期契約割引の廃止があった場合、長期契約割引の適用（長割中断期間を含みます。）を受けていたピカラ光ねっと契約者は、次表の額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、ウに規定する更新月の廃止があった場合、初期契約解除を行った場合、又はこの約款において別に定める場合はこの限りではありません。

区分	長割適用期間	料金額（税込）[1 契約者回線等ごと]
3 年契約の適用を受けている場合	15 ヶ月以内	38,500 円（税抜 35,000 円）
	16 ヶ月以上	11,000 円（税抜 10,000 円）
5 年契約の適用を受けている場合	15 ヶ月以内	38,500 円（税抜 35,000 円）
	16 ヶ月以上 108 ヶ月以内	16,500 円（税抜 15,000 円）
	109 ヶ月以上	11,000 円（税抜 10,000 円）

タ 最低利用期間内にピカラ光ねっと契約の解除等があった場合にお支払いいただく料金は、長割適用期間満了前に廃止があった場合にお支払いいただく料金に含むものとします。

(7) 利用休止に係る料金の適用

当社は、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、ピカラ光ねっとの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表2料金額に規定する2-1-1基本額、2-1-2加算額及び2-1-3付加機能利用料は適用しません。

(8) よんでんポイントに係る料金の適用

当社は、「よんでんポイントのピカラ料金充当に関する利用規約」に定めるところにより、定額利用料を減額して適用します。

(9) ピカラ光ねっとの品目及び種別の適用

当社は、別記1(1)に定める提供区域に対して、次表のとおりピカラ光ねっとの品目及びメニューを提供します。

(○ 提供中、- 提供外)

地域	提供区域名	提供する区別及び種別												長期契約割引
		メニュー1										メニュー2		
		プラン1 (ホーム)		プラン2 (マンション)								プラン3		
				2-1 (オール光)		2-2A (LAN)		2-2B (パブリック)		2-3 (VDSL)		3-1 (ホーム)	3-2 (オール光)	
1Gb/s	100Mb/s ほか	1Gb/s	100Mb/s ほか	1Gb/s	100Mb/s	1Gb/s	100Mb/s	1Gb/s	100Mb/s	100Mb/s	100Mb/s			
香川県	ピカラ(香川)※1	○	○※3	○	○※3	-	○	-	-	-	○	○	○※5	○
	ピカラさぬぎ市	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
	ピカラCVC※2	○	○※4	○	○※4	-	-	-	-	-	-	○	○	○※6
	ピカラMCB	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
	ピカラ東かがわ	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラKBN	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
愛媛県	ピカラ(愛媛)※1	○	○※3	○	○※3	-	○	-	-	-	○	○	○※5	○
	ピカラ愛媛CATV	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラ東温・久万高原	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	ピカラUCAT	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※6
	ピカラ(宇和島市)	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	ピカラICK	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラ西予	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	ピカラ八西	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	ピカラ(徳島)※1	○	○※3	○	○※3	-	○	-	○	-	○	○	○※5	○
	ピカラCUEtv	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラテレビあなん	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○※6
	ピカラMTC	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○※6
	ピカラKBC	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラ海部	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラ石井CATV	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラエーアイ	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラおえ	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
	ピカラなか	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラ東阿波	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
	ピカラ鳴門	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	ピカラあわ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	ピカラICN	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
高知県	ピカラKCB※1	○	○※3	○	○※3	-	○	-	-	-	○	○	○※5	○
	ピカラよさこい	○	○※3	○	○※3	-	-	-	-	-	-	○	○	○
	ピカラゆすはら	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラ香南	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラ日高	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラ中芸	○	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピカラSWAN	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
	ピカラ中土佐	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○
ピカラおおとよ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1: プラン1(ホーム)について、タイプIIを提供する提供区域。

- ※2: ピカラ CVC のプラン2 及びプラン3 の提供は、エリア区分 (1) に限り提供します。
- ※3: ミュ-1 100Mb/s 品目のみ提供 (2014 年 7 月 31 日にて新規受付を停止。)
- ※4: 100Mb/s に加え 10Mb/s 品目の提供 (ただし、10Mb/s 品目の提供はピカラ CVC [エリア区分 (1)] に限ります。)
- ※5: ピカラ (香川)、ピカラ (徳島)、ピカラ (愛媛)、ピカラ KCB については、プラン3-2 (オール光) のほか、プラン3-3 (LAN タイプ)、プラン3-4 (VDSL タイプ) を提供しています。
- ※6: ピカラ CVC、ピカラ UCAT、ピカラテレビあなん、ピカラ MTC においてはエリア区分 (1) に限り、長期契約割引を提供します。

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

料金種別			料金額[月額] (税込) [1契約者回線等ごと]
プラン1に係るもの (回線終端装置の使用に係る利用料を含みます。)	プラン1 (ホーム)	タイプI	1Gb/s,100Mb/s 品目 5,720 円 (税抜 5,200 円)
			10Mb/s 品目 5,280 円 (税抜 4,800 円)
	タイプII	提供開始後5年間	5,280 円 (税抜 4,800 円)
		継続開始後5年間	5,280 円 (税抜 4,800 円)
プラン2に係るもの (回線終端装置の使用に係る利用料を含みます。)	プラン2-1 (マンションオール光タイプ)	1Gb/s,100Mb/s 品目	4,400 円 (税抜 4,000 円)
		10Mb/s 品目	5,280 円 (税抜 4,800 円)
	プラン2-2A (マンション LANタイプ)		4,400 円 (税抜 4,000 円)
	プラン2-2B (マンションバリュープランLANタイプ)		2,750 円 (税抜 2,500 円)
プラン2-3 (マンション VDSLタイプ)		4,400 円 (税抜 4,000 円)	
プラン3に係るもの (回線終端装置の使用に係る利用料を含みます。)	プラン3-1 (ホーム)		3,300 円 (税抜 3,000 円)
	プラン3-2 (マンション オール光タイプ)		3,300 円 (税抜 3,000 円)
	プラン3-3 (マンション LANタイプ)		3,300 円 (税抜 3,000 円)
	プラン3-4 (マンション VDSLタイプ)		3,300 円 (税抜 3,000 円)
備考			
<p>1 通信の接続は同時に1つまでとさせていただきます。</p> <p>2 プラン2-3、プラン3-4については、DSL方式の配線設備多重装置に係る端末設備の利用料を含みます。 (注) DSL方式の配線設備多重装置は、プラン2-3、プラン3-4に係る契約に限り提供します。</p> <p>3 DSL方式の配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離若しくは設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する場合又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。</p> <p>4 別記1(1)に定める次の提供区域のプラン1(ホーム)タイプI(1Gb/s,100Mb/s品目)の料金額は、6,270円(税抜5,700円)とします。 ・ピカラ西予</p> <p>5 プラン3-3(LANタイプ)、プラン3-4(VDSLタイプ)の提供は、次の提供区域に限ります。 ・ピカラ(香川)、ピカラ(徳島)、ピカラ(愛媛)、ピカラKCB</p>			

2-1-2 加算額

(1) 情報量に応じた加算額

区分	単位	料金額 (税込)
月間累計情報量が 200 メガバイト以下の 場合	—	—
月間累計情報量が 200 メガバイト超 1,200 メガバイト以下の場合	月間累計情報量が 200 メガバイトを 超える 10 メガバイトまでごとに	30.8 円 (税抜 28 円)
月間累計情報量が 1,200 メガバイトを 超える場合	1 契約者回線等ごと [月額]	3,080 円 (税抜 2,800 円)
備考		
当社は、1,048,576 バイトを 1 メガバイトとして情報量に応じた加算料を算定します。		

(2) サポートサービスをセットにする場合の加算額

料金種別		基本額への加算額[月額] (税込) [1 契約者回線等ごと]
セット 1 (おすすめセット)	サポートサービス(リモートサポートと年1回のかけつけサ ポート) とのセット	990 円 (税抜 900 円)
セット 2	1 の契約者回線等においてピカラ光ねっととピカラ光でんわを 利用する場合のサポートサービス(リモートサポートと年1 回のかけつけサポート) とのセット	880 円 (税抜 800 円)
パック 1 (おまかせパック)	サポートサービス (リモートサポートサービス・ミニと年1 回のかけつけサポート) とのセット	550 円 (税抜 500 円)
備考		
<p>1 本セット及び本パックは、料金表の第4表に定めるリモートサポートサービス又はリモートサポートサービス・ミニとかけつけサポートサービス (本セットの提供を開始した日から起算し、毎年1回のみ利用可能) をセットにしたものです。</p> <p>2 本セットについては、最低利用期間があります。最低利用期間は1年とし、ピカラ光ねっと契約の解除を除き当該最低利用期間内の廃止はできません。</p> <p>3 本セットを利用するピカラ光ねっと契約者は、前項の最低利用期間の満了前にピカラ光ねっと契約の解除があった場合には、第34条 (利用料金の支払義務) 及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の判断により、その解除に要する額を減額して適用することがあります。</p> <p>5 本セット及び本パックで利用できるかけつけサポートは、1時間以内の作業とします。1時間を超える場合には、料金表の第4表のかけつけサポートサービスに定める料金をいただきます。</p> <p>6 本セット及び本パックは、別記1で定める以下の提供区域に対して提供します。</p> <p>(1) セット1及びセット2：ピカラ (香川)、ピカラ (愛媛)、ピカラ (徳島)、ピカラKCB、ピカラ愛媛CATV、ピカラCUEtv、ピカラCVC、ピカラKBC</p> <p>(2) パック1：ピカラ (香川)、ピカラ (愛媛)、ピカラ (徳島)、ピカラKCB、ピカラ愛媛CATV</p>		

2-1-3 付加機能利用料

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)	
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1-1 電子メール機能 (ピカラドメイン) 1-1の電子メール機能とは、光ネットサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送、迷惑メールの振分け等を行う機能をいいます。	基本額	メールアドレス最大3個まで (1GB/60日間/1メールアドレス)	無料	
		加算額	1メールアドレス追加ごとに (1GB/60日間/1メールアドレス)	220円 (税抜200円)	
			1メールアドレスに利用できるメールボックスの蓄積容量	1GB追加ごと (ただし、追加できる容量は4GBまで)	220円 (税抜200円)
			1メールアドレスに電子メールを蓄積できる期間	365日	無料
				無期限(迷惑メールおまかせ振分け付)	330円 (税抜300円)
迷惑メールおまかせ振分け		220円 (税抜200円)			

内容

- ア 当社は、1の契約者回線につき3のメールアドレスを割り当てます。この場合において、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積装置の容量は1GBとし、電子メールを蓄積できる期間は60日間(365日間に延長することができるものとし、)とします。
- イ ピカラ光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積容量、蓄積できる期間の変更及び「迷惑メールおまかせ振り分け」の利用について請求することができます。
- ウ 追加できるメールアドレスの数は、最大7個までとします。
- エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができる電子メール蓄積容量は1GB、蓄積できる期間は60日間(365日間に延長することができるものとし、)とします。
- オ 電子メール蓄積容量は、1のメールアドレスごとに1GB単位で4GBまで追加できるものとし、最大5GBまでとします。
- カ 電子メールを蓄積できる期間は、無期限に延長できるものとし、無期限の場合は、迷惑メールおまかせ振分け機能も提供するものとします。
- キ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールのうち、当社が指定するソフトウェアを用いて迷惑メールと判断した受信電子メールをあらかじめ指定したメールフォルダへ保存する機能を「迷惑メールおまかせ振分け」とします。当社が指定するソフトウェアにより対応可能な受信電子メールとします。
本機能は、迷惑メールの振分けとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
- ク ピカラ光ねっと契約者は、当社指定のメールソフト、ブラウザ又は携帯電話を利用して電子メールの送信又は受信を行うことができます。
- ケ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。
- コ 当社はピカラ光ねっと契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をピカラ光ねっと契約者に通知します。
- サ ピカラ光ねっと契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのピカラ光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのピカラ光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。
- シ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については責任を負いません。
- ス 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	1-2 電子メール機能 (KCB-NET電子メール機能) 1-2の電子メール機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	基本額	メールアドレス1個 (10MB/1メールアドレス)	無料
		加算額	1メールアドレス追加ごと (10MB/1メールアドレス)	330円 (税抜300円)
内容				
<p>ア 本機能は、別記1(1)の提供区域がピカラKCBのピカラ光ねっと契約者(以下ピカラKCB光ねっと契約者といいます。)に対して提供します。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割り当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MBとします。</p> <p>ウ ピカラKCB光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数の変更を請求することができます。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は10MBとします。</p> <p>オ 当社は、ピカラ光ねっと契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をピカラKCB光ねっと契約者に通知します。</p> <p>カ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>キ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。</p> <p>ク ピカラKCB光ねっと契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのピカラKCB光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのピカラKCB光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。</p> <p>ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については責任を負いません。</p> <p>コ 当社は、ピカラKCB光ねっと契約者から当該暦月の20日までにメールアドレス登録の申請があったものについて、翌暦月の初日から本機能の提供を開始します。</p> <p>サ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能	1-3 電子メール機能 (さぬき市ドメイン) 1-3の電子メール機能とは、光ネットサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	基本額	メールアドレス最大10個まで (10MB/1メールアドレス)	無料
内容				
<p>ア 本機能は、さぬき市ケーブルネットワークインターネット接続サービスで利用していたピカラ光ねっと契約者(以下「ピカラさぬき市光ねっと契約者」といいます。)のメールアドレスを引き継ぎます。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき10のメールアドレスを割り当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MBとしますが、さぬき市ケーブルネットワークインターネット接続サービスで利用していたメールアドレスの利用数及び情報蓄積容量を最大利用数とします。</p> <p>ウ ピカラさぬき市光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数及び1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することはできません。</p> <p>エ 電子メール情報蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。</p> <p>オ 当社はピカラ光ねっと契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をピカラさぬき市光ねっと契約者に通知します。</p> <p>カ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>キ ピカラさぬき市光ねっと契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのピカラさぬき市光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのピカラさぬき市光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。</p> <p>ク 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については責任を負いません。</p> <p>ケ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能	1-4 電子メール機能 (ウェブドメイン) 1-4の電子メール機能とは、光ネットサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、読み出し又は転送等を行う機能をいいます。	基本額	メールアドレス最大3個まで (10MB/1メールアドレス)	無料
内容				
<p>ア 本機能は、Netwave インターネットサービスで利用していたピカラ光ねっと契約者（以下「ウェブ光ねっと契約者」といいます。）メールアドレスを引き継ぎます。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき3のメールアドレスを割り当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は10MBとしますが、Netwave インターネットサービスで利用していたメールアドレスの利用数及び情報蓄積容量を最大利用数とします。</p> <p>ウ ウェブ光ねっと契約者は、利用するメールアドレスの数及び1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することはできません。</p> <p>エ 電子メール情報蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができます。</p> <p>オ 当社は光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をウェブ光ねっと契約者に通知します。</p> <p>カ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>キ ウェブ光ねっと契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、そのウェブ光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を継続して行うことについてピカラ光ねっとの提供に重大な支障があると認められるときは、当社はそのウェブ光ねっと契約者からの電子メールの送信又は転送を停止することがあります。</p> <p>ク 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（現に蓄積している情報について、の転送の停止若しくは消去又は電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については責任を負いません。</p> <p>ケ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	2-1 ホームページ開設機能 (ピカラドメイン)	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1ホームページアドレス)	無料
	2-1のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1ホームページ蓄積容量5MB追加ごと	220円 (税抜200円)
内容				
<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>イ ピカラ光ねっと契約者は、1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大80MBまで蓄積容量の追加を請求することができます。</p> <p>ウ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他ピカラ光ねっと契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>エ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されていると認められた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>オ 当社は、エの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされたピカラ光ねっと契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのピカラ光ねっと契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>カ ウからオまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラ光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>キ 当社は、ピカラ光ねっと契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのピカラ光ねっと契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラ光ねっと契約者に通知します。</p> <p>ク 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（ウからオまでの規定及びキの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>ケ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	2-2 ホームページ 開設機能 (KCB-NETホーム ページ開設機能)	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1ホームページアドレス)	無料
	2-2のホームページ開設機能とは、提携事業者である高知ケーブルテレビ株式会社に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	加算額	1ホームページ蓄積容量10MB追加ごと	550円 (税抜500円)
内容				
<p>ア 本機能はピカラKCB光ねっと契約者に対して提供します。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>ウ ピカラKCB光ねっと契約者は、1のホームページアドレスごとに10MB単位で追加を請求することができます。</p> <p>エ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないときその他ピカラ光ねっと契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されると認められた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされたピカラKCB光ねっと契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのピカラKCB光ねっと契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>キ エからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラKCB光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、ピカラKCB光ねっと契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのピカラ光ねっと契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラKCB光ねっと契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（エからカまでの規定及びクの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>コ 当社は、ピカラKCB光ねっと契約者から当該暦月の20日までに利用の請求があったものについて、翌暦月の初日から本機能の提供を開始します。</p> <p>サ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能	2-3 ホームページ 開設機能 (さぬき市ドメイン) 2-3のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1ホームページアドレス)	無料
内容				
<p>ア 本機能は、さぬき市ケーブルネットワークインターネット接続サービスで利用していたピカラさぬき市光ねっと契約者のホームページアドレスを引き継ぎます。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>ウ ピカラさぬき市光ねっと契約者は、利用する蓄積容量の変更を請求することはできません。</p> <p>エ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事ややむを得ないときその他ピカラ光ねっと契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されると認められた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされたピカラさぬき市光ねっと契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのピカラさぬき市光ねっと契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>キ エからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラさぬき市光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、ピカラさぬき市光ねっと契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのピカラさぬき市光ねっと契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨をピカラさぬき市光ねっと契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（エからカまでの規定及びクの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>コ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能	2-4 ホームページ 開設機能 (ネットワークドメイン) 2-4のホームページ開設機能とは、光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積又は公開等を行う事ができる機能をいいます。	基本額	1のホームページアドレス (20MB/1ホームページアドレス)	無料
内容				
<p>ア Netwave インターネットサービスで利用していたネットワーク光ねっと契約者のホームページアドレスを引き継ぎます。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>ウ ネットワーク光ねっと契約者は、利用する蓄積容量の変更を請求することはできません。</p> <p>エ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事ややむを得ないときその他ビカラ光ねっと契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でホームページが利用されると認められた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止をされたネットワーク光ねっと契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのネットワーク光ねっと契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>キ エからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、その旨をネットワーク光ねっと契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、ネットワーク光ねっと契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、そのネットワーク光ねっと契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨をネットワーク光ねっと契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（エからカまでの規定及びクの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>コ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
標準付加機能	<p>3 ウイルスチェック機能</p> <p>3 ウイルスチェック機能とは、ピカラ光ねつとに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピュータウイルス(通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が指定するものをいいます。)が含まれる場合において、当該コンピュータウイルスを検知及び駆除又は削除等する機能をいいます。</p>	基本額	-	無料
内容				
<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が指定するソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>				

区分	種類	単位		料金額[月額] (税込)
任意付加機能	<p>4 ホームページ閲覧規制機能</p> <p>4 ホームページ閲覧規制機能とは、ピカラ光ねっと契約者がホームページの閲覧をする場合に、当社が別に定めるところにより指定したホームページの閲覧を規制する機能をいいます。</p> <p>(2013年5月1日をもって新規受付を停止)</p>	基本額	1 識別IDごと	220円 (税抜200円)

内容

- ア ピカラ光ねっと契約者は、ホームページ閲覧規制機能の利用を請求することができます。
- イ 当社は、1のコンピュータにつき1の機能を提供します。
- ウ 本機能は、ホームページ閲覧規制として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
- エ 本機能において、その他提供条件については、デジタルアーツ株式会社とピカラ光ねっと契約者との使用許諾契約に準じます。
- オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
- カ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、オの規定は適用しません。
- キ 上記ウを除くその他提供条件については、この約款に定めるところによります。

区分	種類	単位			料金額[月額] (税込)	
標準付加機能 ただし、一部任意付加機能があります。	5 無線LAN対応ルータ機能	基本額	ピカラ光でんわを利用の場合 注) ピカラ光でんわについては、別途ピカラ光ひかり契約が必要です	[1Gb/s]	1の機器ごと	無料
	5 無線LAN対応ルータ機能とは、契約者回線等の終端に接続する無線LANルータによる複数台の自営端末設備を有線LAN又は無線LANでインターネットプロトコルを伝送交換するピカラ光でんわ契約者向けの機能をいいます。			[100Mb/s] (プラン2-2B)		
				[100Mb/s] (プラン2-2B以外)	1の機器ごと	220円 (税抜200円)
内容						
<p>ア 当社は、品目が1Gb/s又は100Mb/s(ただし、プラン2-2Bに限ります。)のピカラ光ねっと契約者に、1の契約者回線等につき1の機能を提供します。</p> <p>イ 品目が100Mb/s(ただし、プラン2-2Bを除きます。)のピカラ光ねっと契約者は、無線LAN対応ルータ機能の利用を請求することができます。</p> <p>エ 本機能は、当社がピカラ光でんわ契約者に対して設置する無線LAN対応ルータの光電話アダプタにより提供します(ピカラ光ねっとのみ利用している場合は、別途、ピカラ光でんわ契約が必要となります)。また、「10Mb/s」の品目を利用している場合、ピカラ光でんわを提供していない提供区域については本機能は提供しません。</p> <p>ウ 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により本機能が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。</p> <p>エ ピカラ光ねっと契約者は、本機能の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとします。</p> <p>オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。</p> <p>カ 本機能におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>						

第2 機器のレンタル料

1 ピカラ光ねっとを契約者が利用する場合

区分	単位		料金額 [月額] (税込)
1 無線LAN対応ルータ (ピカラ無線ルータ)	基本額	ピカラ光でんわを利用していない場合 (ピカラ光ねっとのみの利用)	1の機器ごと 660円 (税抜600円)
1 無線LAN対応ルータとは、契約者回線等の終端に接続する複数台の自営端末設備を有線LAN又は無線LANでインターネットプロトコルにより伝送交換するための機器をいいます。 また、本機器を回線終端装置に接続する場合の当該契約者回線等の終端は本機器とします。	備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとしします。 イ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとしします。 ウ 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとしします。 エ 当社は、当該機器の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 オ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとしします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとしします。 カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。		
2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)	基本額	1の機器ごと	110円 (税抜100円)
2 無線LAN中継機 (Wi-Fi 中継機)とは、契約者回線等の終端に接続する無線LAN対応ルータの無線LANエリアを拡大するための機器をいいます。	備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとしします。 イ 当社は、ピカラ光ねっと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとしします。 ウ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器の利用にあたり行う各種設定を自己の責任のもとで行うものとしします。 エ ピカラ光ねっと契約者は、当該機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとしします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねっと契約者に請求できるものとしします。 オ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 カ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。		

2 ピカラ光ねつとを契約者以外の第三者に利用させる場合（公衆無線LANサービス）

区分	単位		料金額 [月額] (税込)
1 無線アクセスポイント 1 無線アクセスポイントとは、契約者回線等の終端に接続する当社が指定する電気通信事業者が提供する公衆無線LANサービスが利用できる機器をいいます。	基本額	「1Gb/s」の場合 注) 「1Gb/s」以外の品目の場合、本機能は提供しません	無線LANアクセスポイントについて1の機器ごと 770円 (税抜700円)
		ピカラ光ねつとのみ利用している場合 注) ピカラ光でんわを契約している場合は提供しません	無線LAN対応ルータについて1の機器ごと 無料
備考 ア 当社は、1の契約者回線等につき、1の機器を提供します。また、当社が提供する無線LANアクセスポイントは最大で4台までとなります。 イ 当社は、本機能の提供に伴い、無線LAN対応ルータを貸与します。ただし、ピカラ光でんわ契約に係る無線LAN対応ルータを既に提供している場合においては、別途当該機器の提供はいたしません。 ウ ピカラ光ねつと契約者は、当該機器で公衆無線LANサービスを利用するにあたり、公衆無線LANサービスの提供事業者である株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスへの申込みが別途必要となります。 エ 当社は、上記イの公衆無線LANサービスの利用に限り、この約款の別記11「ピカラ光ねつとにおける禁止事項」で定めるピカラ光ねつとの第三者利用を認めます。 オ 当社はピカラ光ねつと契約者の責めによらない理由により当該機器が正常に利用できなくなった場合、当社の責任において修理又は取替え等の対応を行うものとします。 カ 当社は、ピカラ光ねつと契約者の責めに帰すべき事由により当該機器を滅失又は毀損した場合は、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 キ ピカラ光ねつと契約者は、本機器の解約を行う場合、直ちに当該機器を当社に返還するものとします。なお、当社が定める期日までに返還が行われない場合には、購入代価格相当額をピカラ光ねつと契約者に請求できるものとします。 ク 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。 ケ 当該機器におけるその他提供条件については、この約款に定めるところによります。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

(1) 工事費の算定

工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。

(2) 工事適用種別

ア ビカラ光ねっとの工事適用種別については、次の種別があります。

工事適用種別	適用
(A)	当社が工事を行う地域
(B)	提携事業者が工事を行う地域
(C)	特定協定事業者の専用サービスを加入者回線とする地域
(D)	提携事業者が自治体であって、同自治体の設備の共用を受ける地域

イ 別記1 (1) に定める各提供区域のに対する ア 工事適用種別の適用は、次のとおりとします。

地域	提供区域名	工事適用種別
香川県	ビカラ (香川)	(A)
	ビカラさぬき市	(A)
	ビカラCVC	(B)
	ビカラMCB	(B)
	ビカラ東かがわ	(D)
	ビカラKBN	(B)
愛媛県	ビカラ (愛媛)	(B)
	ビカラ愛媛CATV	(C)
	ビカラ東温・久万高原	(C)
	ビカラUCAT	(B)
	ビカラ (宇和島市)	(C)
	ビカラICK	(B)
	ビカラ西予	(B)
	ビカラ八西	(B)
徳島県	ビカラ (徳島)	(B)
	ビカラCUEtv	(B)
	ビカラテレビあなん	(B)
	ビカラMTC	(B)
	ビカラKBC	(B)
	ビカラ海部	(D)
	ビカラ石井CATV	(B)
	ビカラエーアイ	(B)
	ビカラおえ	(B)
	ビカラなか	(D)

	ビカラ東阿波	(B)
	ビカラ鳴門	(B)
	ビカラあわ	(D)
	ビカラ I C N	(B)
高知県	ビカラ K C B	(A)
	ビカラよさこい	(B)
	ビカラゆすはら	(D)
	ビカラ香南	(B)
	ビカラ日高	(D)
	ビカラ中芸	(D)
	ビカラ SWAN	(B)
	ビカラ中土佐	(A)
	ビカラおおとよ	(D)

(3) 新規・変更に係る工事費の区分

ア 新規又は変更の工事に係る工事費については、次の区分があります。

工事費の区分	適用
(ア) 交換機等工事費	光ネットワーク取扱局の交換設備又は主配線盤における工事を要する場合に適用します。
(イ) 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
(ウ) 配線工事費	引込線の設置の工事を要する場合に適用します。
(エ) 機器工事費	配線設備多重装置の工事を要する場合に適用します。

イ (2) アに定めた各工事適用種別について、次のとおり (3) ア 工事費の区分を適用します。

工事適用種別	適用
(A)	当社は、工事費の区分 (ア) (イ) (ウ) (エ) を適用します。
(B)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。 併せて、第 10 条第 2 項に定める提携事業者に対する費用が必要となります。
(C)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。 別途、併せて、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。
(D)	当社は、工事費の区分 (ア) を適用します。

ウ 当社は、ビカラ光ねっと契約者から変更に係る工事を要する請求を受け付けたときは、当該工事に要する (3) ア 工事費の区分を適用します。

(4) 解除に係る工事費の区分

ア 解除の工事に係る工事費については、次の区分があります。

工事費の区分	適用
(オ) 屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。
(カ) 軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。
(キ) 引込線全撤去工事費	引込線及び回線終端装置等を撤去する工事を要する場合に適用します。

イ 引込線を残置する場合でも、当社設備の保守又は工事上やむを得ない理由等により当社が引込線を撤去する場合があります。

ウ 別記1に定める提供区域に対して、次のとおり解除に係る工事区分を適用します。

工事適用種別	適用
(A)	当社は、工事費の区分(オ)(カ)(キ)を適用します。
(B)	当社は、当社が定める工事費の区分を適用しません。 別途、提携事業者が定める工事費が必要となります。
(C)	当社は、当社が定める工事費の区分を適用しません。 別途、特定協定事業者が定める工事費が必要となります。
(D)	当社は、当社が定める工事費の区分を適用しません。

(5) 契約者回線等の移転に係る工事費の適用

ア 契約者回線等の移転に係る工事費は、解除に係る工事費及び移転先での新規に係る工事費を適用します。ただし、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費については適用しません。

イ 別記1(1)で定める提供区域のうち、次の提供区域に契約者回線等を移転する場合は、新規に係る工事費について適用しません。

ピカラ(香川)、ピカラ(愛媛)、ピカラ(徳島)、ピカラさぬき市、ピカラKCB、ピカラ愛媛CATV、ピカラ東温・久万高原、ピカラ中土佐

(6) 工事費の減額適用

当社は、上記の(2)新規・変更に係る工事費の区分、(3)解除に係る工事費の区分の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額 (税込)
新規・変更に係る工事	交換機等工事費	1 の工事ごと	1,100 円 (税抜 1,000 円)
	回線終端装置工事費	1 の工事ごと	7,700 円 (税抜 7,000 円)
	配線工事費	1 の工事ごと	16,500 円 (税抜 15,000 円)
	機器工事費	1 の工事ごと	5,500 円 (税抜 5,000 円)
解除に係る工事	屋内残置工事費	1 の工事ごと	0 円
	軒先残置工事費	1 の工事ごと	5,500 円 (税抜 5,000 円)
	引込線全撤去工事費	1 の工事ごと	11,000 円 (税抜 10,000 円)
備考			
<p>上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。</p> <p>ア ピカラ光ねっと契約者は、上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費の支払いを要します。</p> <p>イ 同一建物内における引込線、屋内配線及び回線終端装置の移設に係る工事費については、実費の支払いを要します。ただし、別記 1 (ピカラ光ねっとの提供区域) に定める区域のうち徳島市については、実費を請求しないものとします。</p> <p>ウ 第 8 条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することをピカラ光ねっと契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を負担していただくことがあります。</p> <p>エ 別記 1 (1) に定める次の提供区域の配線工事費については、26,400 円 (税抜 24,000 円) とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピカラ海部 			

第3表 事務手数料等

1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	<p>ア ピカラ光ねっと契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。</p> <p>イ ピカラ光ねっと契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、ピカラ光ねっと契約者は2（料金額）に規定する手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ ピカラ光ねっと契約者からの請求により、端末交換等を行う場合、ピカラ光ねっと契約者は2（料金額）に規定する手数料の支払いを要します。</p>
(2) 事務手数料等の適用除外又は減額等	<p>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

種 別	単 位	料金額（税込）
契約事務手数料	1 契約又は1 交換ごとに	2,200 円（税抜 2,000 円）
品目変更手数料	1 契約ごとに	1,100 円（税抜 1,000 円）
備考		
当社の判断により、契約事務手続きに係る手数料をいただかない場合があります。		

第4表 附帯サービスに関する料金

1 適用

当社は、別記1で定める提供区域に対して、次表のとおり附帯サービスを提供します。

(○ 提供中、－ 提供外)

地域	提供区域名	附帯サービス					
		ネットセキュリティ オンライン	マカフィーセキュリティ サービス	パソコンソフト 使い放題	ビジネスソフト 使い放題	カスペルスキー セキュリティ	詐欺ウォール
香川 県	ピカラ（香川）	○	○	○	○	○	○
	ピカラさぬき市	○	○	○	○	○	○
	ピカラCVC	○	○	○	○	○	○
	ピカラMCB	○	○	○	○	○	○
	ピカラ東かがわ	○	○	○	○	○	○
	ピカラKBN	○	○	○	○	○	○
愛媛 県	ピカラ（愛媛）	○	○	○	○	○	○
	ピカラ愛媛CATV	○	○	○	○	○	○
	ピカラ東温・久万高原	○	○	○	○	○	○
	ピカラUCAT	○	○	○	○	○	○
	ピカラ（宇和島市）	○	○	○	○	○	○
	ピカラICK	○	○	○	○	○	○
	ピカラ西予	○	○	○	○	○	○
ピカラ八西	○	○	○	○	○	○	
徳島 県	ピカラ（徳島）	○	○	○	○	○	○
	ピカラCUEtv	○	○	○	○	○	○
	ピカラテレビあなん	○	○	○	○	○	○
	ピカラMTC	○	○	○	○	○	○
	ピカラKBC	○	○	○	○	○	○
	ピカラ海部	○	○	○	○	○	○
	ピカラ石井CATV	○	○	○	○	○	○
	ピカラエーアイ	○	○	○	○	○	○
	ピカラおえ	○	○	○	○	○	○
	ピカラなか	○	○	○	○	○	○
	ピカラ東阿波	○	○	○	○	○	○
	ピカラ鳴門	○	○	○	○	○	○
	ピカラあわ	○	－	○	○	○	○
ピカラICN	○	○	○	○	○	○	
高知 県	ピカラKCB	○	○	○	○	○	○
	ピカラよさこい	○	○	○	○	○	○
	ピカラゆすはら	○	○	○	○	○	○
	ピカラ香南	○	○	○	○	○	○
	ピカラ日高	○	○	○	○	○	○
	ピカラ中芸	○	○	○	○	○	○
	ピカラSWAN	○	○	○	○	○	○
	ピカラ中土佐	○	○	○	○	○	○
ピカラおおとよ	○	－	○	○	○	○	

(○ 提供中、－ 提供外)

地域	提供区域名	付帯サービス				
		リモートサポートサービス	リモートサポートサービス・ミニ	かけつけサポートサービス	初期設定サービス	料金請求書等の発行
香川県	ピカラ（香川）	○	○	○	○	○
	ピカラさぬき市	○	○	－	－	○
	ピカラCVC	○	－	○	○	○
	ピカラMCB	○	－	－	－	○
	ピカラ東かがわ	○	－	－	－	○
	ピカラKBN	○	－	－	－	○
愛媛県	ピカラ（愛媛）	○	○	○	○	○
	ピカラ愛媛CATV	○	○	○	○	○
	ピカラ東温・久万高原	○	－	－	－	○
	ピカラUCAT	○	－	－	－	○
	ピカラ（宇和島市）	○	－	－	－	○
	ピカラICK	○	－	－	－	○
	ピカラ西予	○	－	－	－	○
ピカラ八西	○	－	－	－	○	
徳島県	ピカラ（徳島）	○	○	○	○	○
	ピカラCUEtv	○	－	○	○	○
	ピカラテレビあなん	○	－	－	－	○
	ピカラMTC	○	－	－	－	○
	ピカラKBC	○	－	－	－	○
	ピカラ海部	○	－	－	－	○
	ピカラ石井CATV	○	－	－	－	○
	ピカラエーアイ	○	－	－	－	○
	ピカラおえ	○	－	－	－	○
	ピカラなか	○	－	－	－	○
	ピカラ東阿波	○	－	－	－	○
	ピカラ鳴門	○	－	－	－	○
	ピカラあわ	○	－	－	－	○
ピカラICN	○	－	－	－	○	
高知県	ピカラKCB	○	○	○	○	○
	ピカラよさこい	○	－	－	－	○
	ピカラゆすはら	○	－	－	－	○
	ピカラ香南	○	－	－	－	○
	ピカラ日高	○	－	－	－	○
	ピカラ中芸	○	－	－	－	○
	ピカラSWAN	○	－	－	－	○
	ピカラ中土佐	○	－	－	－	○
ピカラおおとよ	○	－	－	－	○	

2 利用料の額

第1 ノートン セキュリティ オンライン利用料

種類		単位	料金額 [月額] (税込)
ノートン セキュリティ オンライン	株式会社ノートンライフロックが提供する「ノートン セキュリティ オンライン デラックス」の5台版ユー ザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをい います。	1のライセンス	無料
内容			
<p>ア 当社は、品目「1Gb/s」「100Mb/s」のピカラ光ねっと契約者にノートン セキュリティ オンラインを提供します。</p> <p>イ 1のピカラ光ねっと契約につき、1のライセンスを提供します。</p> <p>ウ その他提供条件については、株式会社ノートンライフロックとお客さまとの使用許諾契約に準じます。</p> <p>エ 利用開始にあたり、P I Nコードの発行申請が必要となります。</p> <p>オ P I Nコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けたとき、1の申請毎に事務手数料 (K)として1,100円(税抜1,000円)を適用します。</p> <p>カ 発行したP I Nコードは、発行申請日より2年後の同月末までに使用されない場合に無効となり、利用開始にあたって は、再度発行申請が必要となります。</p> <p>キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが株式会社ノートンラ イフロックの使用許諾契約に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含みます。</p> <p>ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</p>			

第2 マカフィーセキュリティサービス利用料

種類		単位	料金額 [月額] (税込)
マカフィーセキュリティサービス マカフィーセキュリティサービスとは、マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェアのエンドユーザーライセンス契約を、当社を通じて販売するサービスをいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・マカフィー・ウイルススキャン、 ・マカフィー・パーソナルファイアウォールプラス ・マカフィー・アンチスパム 	1 IDごと	各 275 円 (税抜 各 250 円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・マカフィー・セキュリティスイート (上記3つのセット) 	1 IDごと	550 円 (税抜 500 円)
内容			
<p>ア ビカラ光ねっと契約者は、マカフィーセキュリティサービスの利用を請求することができます。</p> <p>イ 当社は、1のPCにつき、1のサービスを提供します。ただし、IDの申込みの際には、1の電子メールアドレス（付加機能として提供する2-1-3の1 電子メール機能により提供されるメールアドレスであり、かつ重複しないものに限る）につき1のIDを提供します。</p> <p>ウ 本サービスにおいて、その他提供条件については、マカフィー株式会社とビカラ光ねっと契約者との McAfee 使用許諾契約に準じます。</p> <p>エ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 上記ウを除くその他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>			

第3 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用料

種類		単位	料金額 [月額] (税込)
パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM (当社の販売名：ピカラでソフト使い放題)	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題コードごと	660円 (税抜 600円)
内容			
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。</p> <p>イ 1のピカラ光ねっと契約につき、最大5のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できません。</p> <p>ウ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。</p> <p>オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。</p> <p>カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。</p> <p>キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。</p> <p>ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</p>			

第4 ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM 利用料

種類		単位	料金額 [月額] (税込)
ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM (当社の販売名：ピカラでお仕事ソフト使い放題)	株式会社オプティムが提供する「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題コードごと	1078円 (税抜 980円)
内容			
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiMの利用を請求することができます。</p> <p>イ 1のピカラ光ねっと契約につき、最大10のビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できません。</p> <p>ウ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。</p> <p>オ 提供開始日は、当社がビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。</p> <p>カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。</p> <p>キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。</p> <p>ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</p>			

第5 カスペルスキー セキュリティ利用料

種類	単位	料金額 [月額] (税込)
カスペルスキー セキュリティ	1のアクティベーションコード	無料
(2020年7月21日をもって新規受付を停止、2021年9月30日をもって提供を終了)		
内容		
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、カスペルスキー セキュリティの利用を請求することができます。</p> <p>イ 品目「1Gb/s」「100Mb/s」の契約者に限り、提供します。</p> <p>ウ 1のピカラ光ねっと契約につき、1のアクティベーションコードを提供します。</p> <p>エ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>オ その他提供条件については、株式会社カスペルスキーとお客さまとの契約「使用許諾契約書」(Windows版、Mac版)あるいは「KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書」(Android版)に準じます。</p> <p>カ 提供開始日は、当社がカスペルスキー セキュリティを利用するための1のアクティベーションコードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。</p> <p>キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「使用許諾契約書」(Windows版、Mac版)あるいは「KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書」(Android版)に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含みます。</p> <p>ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、カの規定は適用しません。</p>		

第6 詐欺ウォール利用料

種類		単位	料金額 [月額] (税込)
詐欺ウォール	BB ソフトサービス株式会社が提供する「詐欺ウォール / Internet SagiWall」の3台版ユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。 (2020年7月21日をもって新規受付を停止、2021年9月30日をもって提供を終了)	1のライセンス	無料
内容			
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、詐欺ウォールの利用を請求することができます。</p> <p>イ 品目「1Gb/s」「100Mb/s」の契約者に限り、提供します。</p> <p>ウ 1のピカラ光ねっと契約につき、1のライセンスを提供します。</p> <p>エ 日本国内のみでご利用いただけます。</p> <p>オ その他提供条件については、株式会社カスペルスキーとお客さまとの契約「使用許諾契約書」(Windows版、Mac版)あるいは「KASPERSKY LAB 製品に関する使用許諾契約書」(Android版)に準じます。</p> <p>カ 提供開始日は、当社がカスペルスキー セキュリティを利用するための1のアクティベーションコードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。</p> <p>キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまがBBソフトサービス株式会社「使用許諾契約書」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。</p> <p>ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</p>			

第7 リモートサポートサービスに関する料金

1 リモートサポートサービス利用料

種類		単位	料金額 [月額] (税込)
リモートサポートサービス	ピカラ光ねっと契約者のパソコンとサポートセンターのパソコンを、当社が指定する専用ソフトウェアを利用し、光ネットサービスを経由して接続することにより、ピカラ光ねっと契約者のパソコンの操作を遠隔地点からサポートするサービスをいいます。	1識別IDごと	550 円 (税抜 500 円)
リモートサポートサービス・ミニ	ピカラ光ねっと契約者のパソコンとサポートセンターのパソコンを、当社が指定する専用ソフトウェアを利用し、光ネットサービスを経由して接続することにより、ピカラ光ねっと契約者のパソコンにおけるインターネット接続に関する操作を遠隔地点からサポートするサービスをいいます。	1識別IDごと	無料
内容			
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、リモートサポートサービス及びリモートサポートサービス・ミニの利用を請求することができます。</p> <p>イ 当社は、1の契約者回線につき1のサービスを提供します。</p> <p>ウ 本サービスは、特定作業を一助する為のものであり、当該作業に完全に適合する事を保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本サービスにおいて、その他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>			

2 リモートサポートサービスに係る手数料

種類	単位	料金額 (税込)
リモートサポートサービス開始手数料	1申込みごと	1,100 円 (税抜 1,000 円)
内容		
<p>ア ピカラ光ねっと申込みの際にセット1又はセット2を申し込まれた場合には、リモートサポートサービス開始にかかる手数料は適用しません。(ただし、ピカラ光ねっとの種別等の変更より、セット1、2以外の種別等からセット1又は、セット2へ変更する場合には、上記の料金額が必要となります。)</p> <p>イ リモートサポートサービス・ミニは、リモートサポートサービス開始にかかる手数料を適用しません。</p>		

第8 かけつけサポートサービス利用料

種類		単位	料金額 (税込)
かけつけサポートサービス	ピカラ光ねっと契約者のパソコン設置箇所に訪問し、当社が別に定めるメニューによる設定サポートを行うサービスを行います。	1 訪問ごと	1 時間まで
			7,700 円 (税抜 7,000 円)
			1 時間を超過した後 30 分ごと
			3,850 円 (税抜 3,500 円)
内容			
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、かけつけサポートサービスの利用を請求することができます。</p> <p>イ 当社は、1 のピカラ光ねっと契約者の 1 の要請につき 1 のサービスを提供します。</p> <p>ウ 本サービスは、特定作業を代行する為のものであり、当該作業に完全に適合する事を保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本サービスにおいて、その他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>			

第9 初期設定サービス利用料

種類	単位		料金額 (税込)	
初期設定サービス	(1)	(2)以外	ルータ無しの場合 (回線終端装置と自営端末設備を直接接続する場合)	1台まで 7,700円 (税抜 7,000円)
			2台目以降、1台につき 3,300円 (税抜 3,000円)	
			当社の無線LAN対応ルータをレンタルしている場合	1台まで 7,700円 (税抜 7,000円)
			注) ピカラ無線ルータのほか、ピカラ有線ルータ等の旧機種も含まれます)	2台目以降、1台につき 2,200円 (税抜 2,000円)
			有線ルータ、又は無線ルータで(設定済み)の場合	1台まで 7,700円 (税抜 7,000円)
			2台目以降、1台につき 2,200円 (税抜 2,000円)	
	(2)	お客様所有のルータを利用	無線ルータ(未設定)の場合	1台まで 12,100円 (税抜 11,000円)
			2台目以降、1台につき 2,200円 (税抜 2,000円)	
			無線ルータ(未設定)の場合	1台まで 12,100円 (税抜 11,000円)
			2台目以降、1台につき 2,200円 (税抜 2,000円)	
			無線ルータ(未設定)の場合	1台まで 12,100円 (税抜 11,000円)
			2台目以降、1台につき 2,200円 (税抜 2,000円)	
内容				
<p>ア ピカラ光ねっと契約者は、初期設定サービスの利用を請求することができます。</p> <p>イ 当社は、1のピカラ光ねっと契約者の1の要請につき1のサービスを提供します。</p> <p>ウ 本サービスは、特定作業を代行する為のものであり、当該作業に完全に適合する事を保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本サービスにおいて、その他提供条件については、この約款に定めるところによります</p>				

第10 発行料

区分	単位	料金額 (税込)
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	110 円 (税抜 100 円)
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	330 円 (税抜 300 円)
内容		
ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払い証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。		

別 表

別表 1

規定条文	規定内容	別表 1 に定める内容	
(契約者に係る情報の利用) 第 52 条	別表 1 に定める提携事業者、協定事業者等	<p><提携事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記 1 (1) 表に定めるすべての提携事業者 <p><特定協定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記 1 (1) 表に定めるすべての特定協定事業者 	
(提携事業者等との相互通知) 第 53 条	別表 1 に定める提携事業者又は協定事業者等	<p><提携事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ケーブルメディア四国 ・ケーブルテレビ徳島株式会社 ・高知ケーブルテレビ株式会社 ・中讃ケーブルビジョン株式会社 ・香川テレビ放送網株式会社 ・国府町農事放送農業協同組合 ・石井町有線放送農業協同組合 ・株式会社ケーブルネットおえ ・株式会社東阿波ケーブルテレビ ・株式会社テレビ鳴門 	<p><特定協定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社愛媛 CATV <p><協定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDDI 株式会社 ・株式会社 U-NEXT <p><その他の事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国電力株式会社
(提携事業者等によるピカラ光ねっとに係る料金等の回収代行) 第 56 条	別表 1 に定める提携事業者又は特定協定事業者等	<p><提携事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ケーブルメディア四国 ・中讃ケーブルビジョン株式会社 ・三豊ケーブルテレビ放送株式会社 ・香川テレビ放送網株式会社 ・株式会社愛媛 C A T V ・宇和島ケーブルテレビ株式会社 ・今治シーエーティービー株式会社 ・西予 C A T V 株式会社 ・一般財団法人八西 C A T V ・ケーブルテレビ徳島株式会社 ・株式会社ひのき ・株式会社ケーブルテレビあなん ・徳島県南メディアネットワーク株式会社 ・国府町農事放送農業協同組合 ・石井町有線放送農業協同組合 ・株式会社ケーブルネットおえ ・那賀町 ・株式会社東阿波ケーブルテレビ ・株式会社テレビ鳴門 ・株式会社池田ケーブルネットワーク ・高知ケーブルテレビ株式会社 ・よさこいケーブルネット株式会社 ・一般社団法人香南ケーブルテレビ ・西南地域ネットワーク株式会社 	<p><特定協定事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社愛媛 C A T V

附 則

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2004年8月1日から実施します。ただし、光ネットサービスの提供開始は2004年10月1日とします。

(特例措置)

- 2 2004年8月1日から2004年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ2004年11月30日までに光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) リモートサポートサービスに係る手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2004年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2004年10月1日から2004年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ2005年1月31日までに光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) リモートサポートサービスに係る手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2004年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2004年12月1日から2005年2月28日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ2005年4月30日までに光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) リモートサポートサービスに係る手数料については、0円とします。

- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間（1年）内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金（定額利用料のうち基本額及び加算額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

附 則

（実施期日）

この改正約款は、2004年12月20日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正約款は、2005年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2005年3月1日から実施します。

（特例措置）

- 2 2005年3月1日から2005年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) リモートサポートサービスに係る手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間（1年）内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金（定額利用料のうち基本額及び加算額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2005年9月30日までに光ネットサービス契約者が契約者回線等の移転の請求を行い、かつ当社が承諾した場合は、料金表に定める契約者回線等の移転に係る工事費の移転先での配線工事費は適用しません。
- 5 2005年9月30日までは、第13条（最低利用期間）に定める最低利用期間内に光ネットサービス契約の解約があった場合の料金は適用しません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2005年4月15日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この約款は、2005年5月23日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この約款は、2005年6月1日から実施します。

（特例措置）

- 2 2005年6月1日から2005年8月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (3) リモートサポートサービスに係る手数料については、0円とします。
 - (4) 光ネットサービス契約者の申し込みにより、(ア)もしくは(イ)の特例措置を実施します。
 - (ア) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり500円を減額します。また、当社が定める初期設定サポートに関する料金については、プラン1およびプラン2とも7,000円を減額します。
 - (イ) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は1ヶ月あたり500円を減額します。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2005年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2005年7月1日から2005年8月31日までの間に光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には、次の特例措置を実施します。
 - (1) 提供開始日が起算日になる場合は、料金表通則の規定に係らず、当該月の定額利用料を無料とします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2005年7月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2005年8月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2005年9月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2005年9月1日から2005年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2005年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2005年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2005年12月1日から2006年2月28日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年3月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年3月1日から2006年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年4月1日から2006年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
- (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年6月1日から2006年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
- (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間（1年）内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金（定額利用料のうち基本額及び加算額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2006年6月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年7月1日から2006年8月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間（12ヶ月分）に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
- (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間（1年）内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金（定額利用料のうち基本額及び加算額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年9月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年9月1日から2006年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年10月1日から2006年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2006年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年12月1日から2007年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2007年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2007年2月1日から2007年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2007年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2007年4月1日から2007年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2007年4月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2007年5月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2007年6月1日から実施します。ただし、宇多津町における光ネットサービスの提供開始は2007年8月1日以降とします。

(特例措置)

- 2 2007年6月1日から2007年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対

応する減額前の利用料金（定額利用料のうち基本額及び加算額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2007年7月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2007年8月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2007年8月1日から2007年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2)プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3)プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2007年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2007年10月1日から2007年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1)利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7まで

の場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2007年12月1日から実施します。

(特例措置)

2 2007年12月1日から2008年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1~7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2008年2月1日から実施します。

(特例措置)

2 2008年2月1日から2008年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1~7まで

の場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2008年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 2008年4月1日から2008年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1~7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2008年6月1日から実施します。

(特例措置)

2 2008年6月1日から2008年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1年間(12ヶ月分)に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1~7まで

の場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(経過措置)

5 この改正規定実施日以降映像コミュニケーション機能に係る契約を新たに締結しません。

6 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない かった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2008年8月1日から実施します。

(特例措置)

2 2008年8月1日から2008年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1~7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2008年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2008年10月1日から2008年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2008年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2008年12月1日から2009年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2009年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年2月1日から2009年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2009年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年4月1日から2009年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2009年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年6月1日から2009年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (1) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2009年6月1日から2009年7月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 5 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
 - (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2009年8月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年8月1日から2009年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2009年8月1日から2009年9月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 5 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2009年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

- 3 2009年10月1日から2009年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、プラン1は1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2009年10月1日から2009年11月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 5 3の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービス契約を解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 6 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 7 4の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
 - (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2009年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年12月1日から2010年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプIは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

- (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2009年12月1日から2010年1月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービスを解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 5 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービスを解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2010年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年2月1日から2010年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2010年2月1日から2010年3月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置の適用となった光ネットサービス契約者が最低利用期間(1年)内に光ネットサービスを解約した場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する減額前の利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- 5 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービスを解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2010年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

- 3 2010年4月1日から2010年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 4 2010年4月1日から2010年5月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 5 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 4の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
 - (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2010年4月26日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年4月26日から2010年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2010年4月26日から2010年5月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(1)高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2010年6月1日から実施します。

(特例措置)

2 2010年6月1日から2010年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1)利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプIは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2)プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4)プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2010年6月1日から2010年7月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1)移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1)現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。

(1)高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2010年8月1日から実施します。

(特例措置)

2 2010年8月1日から2010年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1)利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプIは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2)プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4)プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2010年8月1日から2010年9月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1)移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2010年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年10月1日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2010年10月1日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
 - (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2010年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

- 3 2010年11月1日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

- (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 4 2010年11月1日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 5 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 4の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2010年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年12月1日から2011年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
- (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2010年12月1日から2011年1月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町
- 6 2010年12月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

(整理品目に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。
- 8 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-3 付加機能利用料

9 おてがるサーバー（独自ドメイン）機能	光ネットサービス契約者が所有するドメイン名を、光ネットサービス取扱局に設置された情報蓄積装置にあらかじめ登録することにより、利用に係る電子メール機能、ホームページ機能等を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	—	当社が別に定める額
	備考	ア 当社は、当社が別に定める額及びおてがるサーバー機能の提供条件等をおてがるサーバーサービス利用規約に定めるところによります。	

第3表 事務手数料等

2 料金額

(2) 付加機能に係るもの

エ おてがるサーバー（独自ドメイン）機能に係るもの

種別	単位	料金額 (税込価格)
—	—	当社が別に定める額

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2011年2月1日から実施します。

(特例措置)

2 2011年2月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプIは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2011年2月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。

(2) 250Mb/s品目の光ネットサービス契約者又は移転後に250Mb/s品目へ品目変更する光ネットサービス契約者は、移転した月の翌月の定額利用料を0円とします。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。

(1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

6 2011年2月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2011年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 2011年4月1日から2011年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2011年4月1日から2011年5月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。

(2) 250Mb/s品目の光ネットサービス契約者又は移転後に250Mb/s品目へ品目変更する光ネットサービス契約者は、移転した月の翌月の定額利用料を0円とします。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。

(1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

6 2011年4月1日から2011年5月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2011年6月1日から実施します。

(特例措置)

2 2011年6月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2011年6月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町
- 6 2011年6月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2011年8月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年8月1日から2011年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2011年8月1日から2011年9月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。
 - (2) 250Mb/s品目の光ネットサービス契約者又は移転後に250Mb/s品目へ品目変更する光ネットサービス契約者は、移転した月の翌月の定額利用料を0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町
- 6 2011年8月1日から2011年9月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2011年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 2011年10月1日から2011年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2011年10月1日から2011年11月30日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費15,000円を減額します。

(2) 250Mb/s品目の光ネットサービス契約者又は移転後に250Mb/s品目へ品目変更する光ネットサービス契約者は、移転した月の翌月の定額利用料を0円とします。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。

(1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

6 2011年10月1日から2011年11月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2011年12月1日から実施します。ただし、プラン3における光ネットサービスの提供開始、長期契約割申出に係る料金の適用は2012年2月1日以降とします。

(特例措置)

2 2011年12月1日から2012年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり1,000円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,000円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。

プラン3は、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から2ヶ月に限り基本額と情報量に応じた加算額の合計の上限額を5,700円(税込6,270円)とします。

(2) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2011年12月1日から2012年1月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費 15,000 円を減額します。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。

(1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2012年2月1日から実施します。

(特例措置)

2 2012年2月1日から2012年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり500円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。

プラン3は、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から2ヶ月に限り基本額と情報量に応じた加算額の合計の上限額を5,700円(税込6,270円)とします。

(2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

3 2012年2月1日から2012年3月31日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費 15,000 円を減額します。

4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 3の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。

(1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2012年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 2012年4月1日から2012年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月

あたり 500 円、契約者グループの契約者回線等の数が 8 以上の場合は、1 ヶ月あたり 300 円を減額します。

プラン 3 は、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から 2 ヶ月に限り基本額と情報量に応じた加算額の合計の上限額を 5,700 円（税込 6,270 円）とします。

- (2) プラン 1、プラン 2、プラン 3 に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から 23,000 円を減額します。ただし、23,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン 1、プラン 2、プラン 3 に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0 円とします。
 - (4) プラン 1 タイプ II に係る一時金の総額から 10,000 円を減額します。
- 3 2012 年 4 月 1 日から 2012 年 6 月 30 日までの間に光ネットサービス回線移転の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (2) 移転に伴う工事費について、移転先での新規に係る工事費 15,000 円を減額します。
- 4 2 の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 3 の特例措置は、以下のエリア以外に移転された場合は適用されません。
- (1) 高松市、徳島市、高知市、松山市、南国市、吾川郡いの町、綾歌郡宇多津町、伊予郡松前町

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2012 年 7 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 2 2012 年 7 月 1 日から 2012 年 9 月 30 日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から 23 ヶ月に限り、タイプ I は 1 ヶ月あたり 500 円、プラン 2 は契約者グループの契約者回線等の数が 1～7 までの場合は 1 ヶ月あたり 500 円、契約者グループの契約者回線等の数が 8 以上の場合は、1 ヶ月あたり 300 円を減額します。

プラン 3 は、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から 2 ヶ月に限り基本額と情報量に応じた加算額の合計の上限額を 5,700 円（税込 6,270 円）とします。
 - (2) プラン 1、プラン 2、プラン 3 に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から 23,000 円を減額します。ただし、23,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン 1、プラン 2、プラン 3 に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0 円とします。
 - (4) プラン 1 タイプ II に係る一時金の総額から 10,000 円を減額します。
- 3 2 の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2012 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している光ネットサービスの 250Mb/s 品目については、当社の設定変更終了をもって 1Gb/s 品目へ変更したものとみなして取り扱います。

(特例措置)

- 3 2012年10月1日から2012年12月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり500円、契約者グループの契約者回線等の数が8以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。
プラン3は、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から11ヶ月に限り基本額と情報量に応じた加算額の合計の上限額を5,200円(税込5,720円)とします。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2013年1月1日から2013年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,060円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2013年2月1日から2013年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,060円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2013年4月1日から2013年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり1,060円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり500円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年5月1日から実施します。
- 2 料金表 2-1-3付加機能利用料 4ホームページ閲覧規制機能については、2013年5月1日をもって新たに契約の申込み受付を停止します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 料金表 2-1-3 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能について、2013年5月1日までに契約の申込みを受け付け、料金表 2-1-3 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能を提供開始したもののについては、2013年5月1日から2013年6月30日までの間、次のとおり扱います。

4 ホームページ閲覧規制機能	光ネットサービス契約者がホームページの閲覧をする場合に、当社が別に定めるところにより指定したホームページの閲覧を規制する機能をいいます。	1 識別IDごと	200円 (210円※)
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</p> <p>イ 本機能は、ホームページ閲覧規制として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 本サービスにおいて、その他提供条件については、デジタルアーツ株式会社と光ネットサービス契約者とのエンドユーザライセンス契約（利用規約）に準じます。</p> <p>エ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定は適用しません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p> <p>※ 債務確定時点の消費税率によります。</p>		

(特例措置)

5 2013年5月1日から2013年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。
- (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 料金表 2-1-3 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能について、2013年7月1日より適用します。
- 2 1を適用する光ネットサービス契約者は、料金表 2-1-3 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能について2013年5月1日までに契約の申込みを受け付け、料金表 2-1-3 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能を提供開始した契約者のうち、当社が指定する方法で適用する契約の申込みをし、かつ当社が受け付けたもののみ適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2013年7月1日から2013年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
 - (5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年9月10日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

- 2 海外ローミング機能については、2013年9月10日より新規申込受付を停止し、2013年10月1日日本時間午前9時をもって提供を終了するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2013年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2013年10月1日から2013年12月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、タイプⅠは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプⅡに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
 - (5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 4 2013年10月1日から2013年12月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

(整理品目に関する経過処置)

- 5 2013年9月10日の附則を上書きで日付変更します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2014年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2014年1月1日から2014年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、プラン1タイプIは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
 - (5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 4 2014年1月1日から2014年3月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2014年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2014年4月1日から2014年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、プラン1タイプIは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。

- (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
 - (5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
 - 4 2014年4月1日から2014年6月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2014年6月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2014年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2014年7月1日から2014年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、プラン1タイプIは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (4) プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。
 - (5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 4 2014年7月1日から2014年9月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金 3,000 円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2014年7月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(整理品目に関する経過処置)

3 提供の形態による別メニュー1（ピカラ光ねっと）品目 100Mb/s については、2014年7月31日をもって新たに契約の申込み受付を停止します。

4 料金表 2-1-3 付加機能利用料 7 プレミア機能については、2014年7月31日をもって新たに契約の申込み受付を停止します。

5 電子メール機能に係る付加機能のうち、受信電子メール転送設定については、2014年7月31日をもって新規申込み受付を停止し、同日をもって提供を終了するものとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2014年10月1日から実施します。

(特例措置)

2 2014年10月1日から2014年12月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、プラン1タイプIは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。

(2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円としします。

(4) プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

(5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円としします。

(6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円としします。

3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

4 2014年10月1日から2014年12月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金 3,000 円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2014年10月27日から実施します。

(特例措置)

2 2014年10月27日から2015年3月31日までの間に、デュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2015年1月1日から実施します。

(特例措置)

2 2015年1月1日から2015年1月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から23ヶ月に限り、プラン1タイプIは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。

(2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。

(4) プラン1タイプIIに係る一時金の総額から10,000円を減額します。

(5) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。

(6) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。

3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

4 2015年1月1日から2015年1月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2015年1月31日から実施します。

(整理品目に関する経過処置)

2 光ネットサービスプラン1タイプIIについては、2015年1月31日をもって新規申込受付および継続利用申込受付を停止します。

(特例措置)

3 2015年1月31日から2015年2月28日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金については、光ネットサービスの定額利用料が課金される月から2015年2月利用料まで、プラン1タイプIは1ヶ月あたり500円、プラン2は契約者グループの契約者回線等の数が1～7までの場合は1ヶ月あたり660円、契約者グループの契約者回線等の数が8～15までの場合は、1ヶ月あたり450円、契約者グループの契約者回線等の数が16以上の場合は、1ヶ月あたり300円を減額します。

- (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (4) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
- (5) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2015年1月31日から2015年2月28日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2015年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、長期契約割引の申出を行っている光ネットサービス契約者のうち、2015年2月までに長期契約割引の適用を受けていない契約者については、2015年3月1日より長期契約割引の適用を開始し、同日を起算日とします。

(整理品目に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。
- 5 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-3 付加機能利用料

7 プレミア機能	光ネットサービス契約者が利用する電子メール機能、ホームページ開設機能の増強と請求書等送付を合わせて行う機能をいいます。 (ただし、独自ドメイン機能において提供する電子メール機能、ホームページ機能は除きます。)	基本額	1機能ごと	1,300円 (1,404円※)
		加算額	1メールアドレス追加ごとに(100MB/1メールアドレス)	200円 (216円※)
			1メール蓄積容量100MB追加ごとに	200円 (216円※)
			1ホームページ蓄積容量5MB追加ごとに	200円 (216円※)

備考	<p>ア 当社は、本機能1契約につき、1（電子メール機能）により無料提供する最大3のメールアドレスに加え、最大2のメールアドレス（合計5のメールアドレス）を追加割り当てするものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は100MBとします。</p> <p>イ 本機能の契約者は、利用するメールアドレスの数及び1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 1（電子メール機能）に定める規定にかかわらず、追加することができるメールアドレスの数は、最大5個までとします。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積装置の容量は100MBとします。</p> <p>オ 1（電子メール機能）に定める規定にかかわらず、メール蓄積容量は、1のメールアドレスごとに100MB単位で最大1GBまで追加できます。</p> <p>カ 当社は、本機能1契約につき、2（ホームページ開設機能）により無料提供する蓄積情報量の最大20MBに加え、最大30MBの情報量を割り当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は最大50MBとします。</p> <p>キ 2（ホームページ開設機能）に定める規定にかかわらず、本機能の契約者は、1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大50MBまで蓄積容量を追加することができます。</p> <p>ク 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、1（電子メール機能）における備考のキからサに定めるところによります。</p> <p>ケ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、2（ホームページ開設機能）における備考のウからケに定めるところによります。</p> <p>コ 当社は、料金請求書等を1の光ネットサービス契約ごとに発行します。（その発行に係る料金は基本額に含みます。）</p> <p>※ 債務確定時点の消費税率によります。</p>
----	---

（特例措置）

- 6 2015年2月28日以前に光ネットサービスの申し込みをし、かつ提供を開始した契約者の特例措置は、料金改定により2015年3月利用料金よりプラン1、プラン2とも0円の減額とします。
ただし2015年1月30日までに申し込みをしたプラン2のうち、契約者グループの契約者回線等の数が16以上で、長期契約割引の適用がない場合に限り、光ネットサービスの定額利用料金が課金された月から23ヵ月間、1ヵ月あたり300円を減額します。
- 7 2015年3月1日から2015年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申し込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (3) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 8 7の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 9 2015年3月1日から2015年3月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金 3,000 円を減額します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2015年4月1日から実施します。

(特例措置)

2 2015年4月1日から2015年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から 23,000 円を減額します。ただし、23,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0 円となるまでの額を減額します。

(2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。

(3) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。

(4) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。

3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

4 2015年4月1日から2015年6月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金 3,000 円を減額します。

5 2015年4月1日から2015年6月30日までの間に、デュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料 2,000 円（税込 2,200 円）を0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2015年4月30日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 料金表 2-1-3 付加機能利用料 8 グループコミュニケーション機能については、2015年4月30日をもって新規申込受付を停止し、2015年6月30日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2015年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。

4 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

8 グループコミュニケーション機能	光ネットサービス取扱局に設置される情報蓄積装置を利用して、光ネットサービス契約者と同契約者が指定したユーザ間で情報の蓄積、閲覧ができる機能をいいます。	基本額	1オーナーID 4メンバーID 蓄積容量50MB	無料
		加算額	1オーナーID追加ごとに	200円 (216円※)
			10メンバーID追加ごとに	100円 (108円※)
			蓄積容量50MB追加ごとに	200円 (216円※)
備考	<p>ア 光ネットサービス契約者は、オーナーIDを最大5個まで登録することができます。</p> <p>イ 1のオーナーIDで蓄積できる通信の情報量は、基本で50MBとし、最大500MBまで蓄積容量を追加できるものとします。</p> <p>ウ 1のオーナーIDで、1のグループを登録することができます。</p> <p>エ 1のグループに登録できるメンバーIDは、基本で4とし、最大54までメンバーを登録することができます。</p> <p>オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に違反する態様で本機能が利用されていると認めた場合は、本機能の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 本機能におけるその他提供条件については、別途定める利用規約に準じます。</p> <p>※ 債務確定時点の消費税率によります。</p>			

(特例措置)

- 5 2015年7月1日から2015年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う工事費について、工事費の総額から23,000円を減額します。ただし、23,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (3) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 6 5の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 7 2015年7月1日から2015年9月30日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 8 2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、デュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2015年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2015年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2015年10月1日から2015年12月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (3) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 4 2015年10月1日から2015年12月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 5 2015年10月1日から2015年12月31日までの間に、デュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 6 2015年10月1日から2015年12月31日までの間にバリュープランの申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2016年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2016年1月1日から2016年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - (2) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (3) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (4) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 3 2(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。

- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 4 2016年1月1日から2016年3月31日までの間に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 5 2016年1月1日から2016年3月31日までの間に、デュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 6 2016年1月1日から2016年3月31日までの間にバリュープランの申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2016年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 以下の特例措置は、2016年4月1日から2016年6月30日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
- (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
- (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2016年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2016年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 以下の特例措置は、2016年7月1日から2016年9月30日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2016年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 以下の特例措置は、2016年10月1日から2016年12月31日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

- (2)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (2)プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2017年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 以下の特例措置は、2017年1月1日から2017年3月31日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
- (2)プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
- (3)プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1)現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1)プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (2)プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2017年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 初期契約解除に係る以下の事項については、2016年5月21日に遡り適用します。

- ・第4章 契約（初期契約解除）第19条の2
- ・料金表 通則（料金の計算方法等）
- ・料金表 第1表 料金 第1 利用料金（2）（6）

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2017年3月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2017年4月1日から実施します。

（特例措置）

- 2 以下の特例措置は、2017年4月1日から2017年6月30日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - （1）プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - （2）プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円とします。
 - （3）プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3（1）の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - （1）現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - （2）過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - （1）当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - （1）当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円（税込2,200円）を0円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン2-2B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - （1）プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - （2）プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2017年7月1日から実施します。

（特例措置）

- 2 以下の特例措置は、2017年7月1日から2017年9月30日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - （1）プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - （2）プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料については、0円

とします。

- (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2017年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 以下の特例措置は、2017年10月1日から2017年12月31日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
- (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。
- (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料 2,000 円（税込 2,200 円）を 0 円とします。

7 2の実施期間中にプラン 2-2 B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う契約事務手数料については 0 円とします。

(2) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う交換機等工事費については 0 円とします。

附 則

（実施期日）

1 この改正約款は、2017年11月13日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正約款は、2018年1月1日から実施します。

（特例措置）

2 以下の特例措置は、2018年1月1日から2018年3月31日まで実施します。

3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン 1、プラン 2、プラン 3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については 0 円とします。

(2) プラン 3からプラン 1およびプラン 2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0 円とします。

(3) プラン 1およびプラン 2からプラン 3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ 0 円とします。

4 3（1）の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金 3,000 円を減額します。

6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料 2,000 円（税込 2,200 円）を 0 円とします。

7 2の実施期間中にプラン 2-2 B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う契約事務手数料については 0 円とします。

(2) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う交換機等工事費については 0 円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2018年1月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2018年2月1日から実施します。

(特例措置)

2 2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、光ネットサービス契約（品目が1Gb/sのものに限る）の申込み（ただし、100Mb/sから1Gb/sへの品目変更又は、メニュー2からメニュー1への変更を除く）を行い、当社が別に定める条件を満たした場合、光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、適用期間中に品目変更又は、メニューが変更となった場合は、適用されません。

- (1) メニュー1（プラン2-2Bは除く）に係る定額利用料を当社が指定する月から6ヶ月に限り、500円減額します。
- (2) 適用期間には、光ネットサービスの利用の一時中断又は、利用停止、利用休止があった期間を含むものとします。
- (3) 他の減額措置により、光ネットサービスの定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から本特例措置を実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2018年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 以下の特例措置は、2018年4月1日から2018年6月30日まで実施します。
- 3 2の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。
 - (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。
- 4 3(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 5 2の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 6 2の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料 2,000 円（税込 2,200 円）を 0 円とします。
- 7 2の実施期間中にプラン 2-2 B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う契約事務手数料については 0 円とします。
- (2) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う交換機等工事費については 0 円とします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2018年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（特例措置）

- 3 以下の特例措置は、2018年7月1日から2018年9月30日まで実施します。
- 4 3の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン 1、プラン 2、プラン 3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については 0 円とします。
- (2) プラン 3からプラン 1およびプラン 2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0 円とします。
- (3) プラン 1およびプラン 2からプラン 3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ 0 円とします。
- 5 4（1）の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 3の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金 3,000 円を減額します。
- 7 3の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料 2,000 円（税込 2,200 円）を 0 円とします。
- 8 3の実施期間中にプラン 2-2 B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う契約事務手数料については 0 円とします。
- (2) プラン 2-2 Bの新規契約に伴う交換機等工事費については 0 円とします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2018年8月1日から実施します。

（特例措置）

2 2018年8月1日から2018年10月31日までの間に、光ネットサービス契約（品目が1Gb/sのものに限る）の申込み（ただし、100Mb/sから1Gb/sへの品目変更又は、メニュー2からメニュー1への変更を除く）を行い、当社が別に定める条件を満たした場合、光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、適用期間中に品目変更又は、メニューが変更となった場合は、適用されません。

(1) メニュー1（プラン2-2Bは除く）に係る定額利用料を当社が指定する月から6ヶ月に限り、500円減額します。

(2) 適用期間には、光ネットサービスの利用の一時中断又は、利用停止、利用休止があった期間を含むものとします。

(3) 他の減額措置により、光ネットサービスの定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から本特例措置を実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2018年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 以下の特例措置は、2018年10月1日から2018年12月31日まで実施します。

4 3の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。

(2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。

(3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。

5 4(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

6 3の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

7 3の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円（税込2,200円）を0円とします。

8 3の実施期間中にプラン2-2B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。

(2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 以下の特例措置は、2019年1月1日から2019年3月31日まで実施します。

4 3の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。

(2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。

(3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。

5 4(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降12ヶ月以内に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

6 3の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

7 3の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。

8 3の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。

(2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

9 2019年1月1日から2019年5月31日までの間に、当社が別に定める方法で契約者回線等の移転を請求し、かつ請求から6ヶ月以内に移転先の光ネットサービス(ただし、プラン2-2B(バリュープラン)を除く)の利用を開始した場合、以下の特例措置を実施します。

(1) 光ネットサービスの定額利用料が課金される月から1ヶ月に限り、定額利用料・機器のレンタル料を無料とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年2月1日から実施します。

(特例措置)

2 2019年2月1日から2019年5月31日までの間に、光ネットサービス契約（品目が1Gb/sのものに限る）の申込み（ただし、100Mb/sから1Gb/sへの品目変更又は、メニュー2からメニュー1への変更を除く）を行い、当社が別に定める条件を満たした場合、光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、適用期間中に品目変更又は、メニューが変更となった場合は、適用されません。

(1) メニュー1（プラン2-2Bは除く）に係る定額利用料を当社が指定する月から6ヶ月に限り、500円減額します。

(2) 適用期間には、光ネットサービスの利用の一時中断又は、利用停止、利用休止があった期間を含むものとします。

(3) 他の減額措置により、光ネットサービスの定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から本特例措置を実施します。

(整理品目に関する経過措置)

3 料金表2-1-3付加機能利用料 7 ブログ機能については、2019年2月1日をもって新規申込受付を停止し、2019年8月30日をもって提供を終了するものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

3 以下の特例措置は、2019年4月1日から2019年6月30日まで実施します。

4 3の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。

(2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。

(3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。

5 4(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降12ヶ月以内に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

6 3の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

7 3の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円（税込2,200円）を0円とします。

8 3の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。

(2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 以下の特例措置は、2019年7月1日から2019年9月30日まで実施します。

4 3の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。

(2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。

(3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。

5 4(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降12ヶ月以内に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。

(2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

6 3の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。

7 3の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。

8 3の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

(1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。

(2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年8月1日から実施します。

(特例措置)

2 2019年8月1日から2019年10月31日までの間に、光ネットサービス契約（品目が1Gb/sのものに限る）の申込み（ただし、100Mb/sから1Gb/sへの品目変更又は、メニュー2からメニュー1への変更を除く）を行い、当社が別に定める条件を満たした場合、光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、適用期間中に品目変更又は、メニューが変更となった場合は、適用されません。

- (1) メニュー1（プラン2-2Bは除く）に係る定額利用料を当社が指定する月から6ヶ月に限り、500円減額します。
- (2) 適用期間には、光ネットサービスの利用の一時中断又は、利用停止、利用休止があった期間を含むものとします。
- (3) 他の減額措置により、光ネットサービスの定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から本特例措置を実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年8月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(整理品目に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。

4 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

7 プロ グ機能	光ネットサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置等を利用して、日記型ホームページに係る情報の蓄積又は公開等が容易に行うことができる機能をいいます。	ベーシック	無料
		プラス	450円 (486円※)
		プロ	950円 (1,026円※)
備考	<p>ア 本機能において登録することができるサービスは、ベーシック、プラス、プロの何れか、1に限りします。</p> <p>イ 本機能登録月の利用料金は、無料となります。</p> <p>ウ 本付加機能の廃止登録後2ヶ月間は、新たに登録いただけません。</p> <p>エ ベーシック、プラス、プロの何れかのサービスから他のサービスへ変更することができます。その場合における当月の料金は、最も高いサービスの料金を適用します。</p> <p>オ 本機能におけるその他提供条件については、別途定める利用規約に準じます。</p> <p>※ 債務確定時点の消費税率によります。</p>		

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(整理品目に関する経過措置)

3 料金表 第4表 付帯サービスに関する料金 第1 マカフィーセキュリティサービス利用料のうちマカフィー・パレンタルコントロールについては、2019年10月1日をもって新規申込受付を停止し、2019年12月2日をもって提供を終了するものとします。

(特例措置)

- 4 以下の特例措置は、2019年10月1日から2019年12月31日まで実施します。
- 5 4の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
- (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。
- (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。
- 6 5(1)の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降12ヶ月以内に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 7 4の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 8 4の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。
- 9 4の実施期間中にプラン2-2B(バリュープラン)の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
- (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2019年12月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。
- 4 前項に規定する付加機能の整理品目とその提供条件は、次のとおりです。

区 分		単 位	料金額 [月額] (税込価格)
マカフィー セキュ リティサ ービス	マカフィー株式会社が提供するセキュリティソフトウェアのエンドユーザーライセンス契約を、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1 ID ごと	マカフィー・パレンタルコントロール 250 円 (275 円※)

備考	<p>ア 当社は、1のPCにつき、1のサービスを提供します。ただし、IDの申込の際には、1の電子メールアドレス（付加機能として提供する2-1-3の1 電子メール機能により提供されるメールアドレスであり、かつ重複しないものに限る）につき1のIDを提供します。</p> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、マカフィー株式会社と光ネットサービス契約者とのMcAfee使用許諾契約に準じます。</p> <p>ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>※ 債務確定時点の消費税率によります。</p>
----	--

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2020年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（特例措置）

- 3 以下の特例措置は、2020年1月1日から2020年3月31日まで実施します。
- 4 3の実施期間中に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1、プラン2、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線工事費については0円とします。
 - (2) プラン3からプラン1およびプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料および交換機等工事費については、0円とします。
 - (3) プラン1およびプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費については、初回のみ0円とします。
- 5 4（1）の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 現在の光ネットサービス契約者が、従来の光ネットサービス契約に加えて、同一の利用場所で新たに光ネット申込みを行い、新たな光ネットサービス契約の成立以降12ヶ月以内に同一利用場所で従来の光ネットサービス契約を解約した場合。
 - (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。
- 6 3の実施期間中に光ネットサービス品目変更の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、品目変更に係る一時金3,000円を減額します。
- 7 3の実施期間中にデュアルスタックの提供に係わる端末交換の申込みをした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) 当社が別に定める方法で申込みした場合、契約等事務手数料2,000円（税込2,200円）を0円とします。
- 8 3の実施期間中にプラン2-2B（バリュープラン）の申込をした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン2-2Bの新規契約に伴う契約事務手数料については0円とします。
 - (2) プラン2-2Bの新規契約に伴う交換機等工事費については0円とします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正約款は、2020年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 有料ダイヤルアップIP接続機能については2020年1月31日をもって新規申込受付を停止し、標準ダイヤルアップIP接続機能、有料ダイヤルアップIP接続機能について、2020年7月31日をもって提供を終了するものとします。

(整理品目)

- 4 この改正前の規定に基づき当社が提供した下記の光ネットサービスプラン1タイプIIについては、2020年1月31日をもって提供を終了しました。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

(1) 品目及び種別等に係る料金の適用

B 提供の形態による種別

種別	内容	
プラン1 (ホーム)	タイプII	メニュー1のもので、プラン2以外のもののうち、タイプII適用に係る一時金を要するもの

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

料金種別				料金額 [1契約者回線等ごとに月額] (税込価格)
プラン1に係るもの(回線終端装置の使用に係る利用料を含みます。)	プラン1 (ホーム)	タイプII	提供開始後5年間	4,800円 (5,280円*)
			継続開始後5年間	4,800円 (5,280円*)

※ 債務確定時点の消費税率によります。

(特例措置)

- 5 2020年2月1日から2020年4月30日までの間に、光ネットサービス契約(品目が1Gb/sのものに限る)の申込み(ただし、100Mb/sから1Gb/sへの品目変更又は、メニュー2からメニュー1への変更を除く)を行い、当社が別に定める条件を満たした場合、光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、適用期間中に品目変更又は、メニューが変更となった場合は、適用されません。

- (1) メニュー1(プラン2-2Bは除く)に係る定額利用料を当社が指定する月から6ヶ月に限り、500円減額します。
- (2) 適用期間には、光ネットサービスの利用の一時中断又は、利用停止、利用休止があった期間を含むものとします。
- (3) 他の減額措置により、光ネットサービスの定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から本特例措置を実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2020年3月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 別記1(1)の次の提供区域において、ピカラ光ねっと契約を締結したピカラ光ねっと契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。

〔A群〕	香川	ピカラ(香川)
	愛媛	ピカラ(愛媛) ピカラ愛媛CATV、ピカラ東温・久万高原、 ピカラUCAT〔エリア区分(1)〕、ピカラ(宇和島市)、ピカラICK
	徳島	ピカラ(徳島) ピカラCUEtv、 ピカラテレビあなん〔エリア区分(1)〕、ピカラMTC〔エリア区分(1)〕、 ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、 ピカラおえ、ピカラ東阿波、ピカラ鳴門、ピカラあわ、ピカラICN
	高知	ピカラKCB、ピカラよさこい、ピカラSWAN、ピカラ中土佐
〔B群〕	香川	ピカラCVC(〔エリア区分(1)〕丸亀市(旧丸亀市、飯山地区、綾歌地区)、多度津町、 〔エリア区分(2)〕(まんのう町、琴平町)、ピカラ東かがわ
	愛媛	ピカラUCAT(〔エリア区分(2)〕北宇和郡鬼北町、松野町)、ピカラ西予、ピカラ八西
	徳島	ピカラテレビあなん(〔エリア区分(2)〕阿南市の一部(長生町の一部、大井町、大田井町、 水井町、細野町、加茂町、貝ノ河及び黒河、阿瀬比町、山口町、桑野町、内原町、橘町の一部、 椿町の一部、椿泊町)、 ピカラMTC(〔エリア区分(2)〕阿南市の一部(新野町、福井町の一部、那賀川町の一部)、 ピカラ海部、ピカラなか
	高知	ピカラゆすはら、ピカラ香南、ピカラ日高、ピカラ中芸、ピカラおおとよ

4 3の特例措置は、次のとおりとし、実施期間は、2020年4月1日から2020年6月30日までとします。

(4) 新規契約又は契約変更する場合に、次の特例措置を適用します。

(ア) 〔A群〕〔B群〕共通

プラン1、プラン2、プラン2-2B(バリュープラン)、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費については0円とします。また、次の提供区域においては、次の特例措置も併せて適用します。

ピカラ(香川)、ピカラ(愛媛)、ピカラ(徳島)、 ピカラKCB、ピカラさぬき市、ピカラ中土佐	回線終端装置工事費、配線工事費についても0円とします
ピカラ海部	配線工事費についても0円とします。

(イ) 〔A群〕〔B群〕 { ただし、〔A群〕のピカラ鳴門、ピカラICN、ピカラあわ、
〔B群〕のピカラなか、ピカラゆすはら、ピカラおおとよを除く }

- ① プラン3からプラン1及びプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料及び交換機等工事費を、0円とします。
- ② プラン1及びプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費を、初回のみ0円とします。

(5) ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。

- (ア) [A群] [B群] (ただし、[A群] ピカラさぬき市を除く)
品目変更の申込みをした場合、品目変更に係る手数料(契約事務手数料2,200円及び品目変更手数料1,100円) 3,300円(税込)を0円とします。
- (イ) [A群] [B群] (ただし、[B群] ピカラゆすはらを除く)
デュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,200円(税込)を0円とします。

(6) その他、次の特例措置を定額利用料が課金される月から適用します。

- (ア) [B群] (ただし、ピカラCVC [エリア区分(1)]、ピカラ西予を除く)
プラン1について2-1-1基本額から1ヶ月あたり1,100円を減額し、4,510円(税込)とします。

- (イ) [B群] (ただし、ピカラCVC [エリア区分(1)] (丸亀市、多度津町)に限る)

- 【100Mb/s品目】…プラン1について、2-1-1基本額から1ヶ月あたり500円を減額し、5,170円(税込)とします。
- 【10Mb/s品目】…プラン1及びプラン2について、2-1-1基本額から1ヶ月あたり600円を減額し、4,620円(税込)とします。

- (ウ) ピカラ西予
プラン1について、2-1-1基本額から1ヶ月あたり1,200円を減額し、4,950円(税込)とします。

5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。

(3) 新規契約する場合の特例措置は、次の場合は適用しません。

- (ア) [A群] [B群]
現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約(この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。
- (イ) [A群] (ただし、ピカラ(香川)、ピカラ(愛媛)、ピカラ(徳島)、ピカラKCB、ピカラ愛媛CATVに限る)ピカラ光ねっと契約者が、ピカラ光ねっと契約を解除したのち、当該解除をした日から6ヶ月を経過しない間に、同一利用場所での利用を目的に新たにピカラ光ねっと申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年5月11日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正約款実施の際現に、当社が次の表の左欄の契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により締結している光ネットサービス契約については、この改正約款実施の日において、それぞれこの改正約款の規定による改正後の同表の右欄の契約約款の規定により締結したピカラ光ねっと契約に移行したものとします。

光ネットサービス契約約款（さぬき市限定）	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 香川県 提供区域名: ピカラさぬき市
光ネットサービス（ピカラCVC）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 香川県 提供区域名: ピカラ CVC
光ネットサービス（ピカラMCB）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 香川県 提供区域名: ピカラ MCB
光ネットサービス（ピカラ東かがわ）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 香川県 提供区域名: ピカラ東かがわ
光ネットサービス（ピカラKBN）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 香川県 提供区域名: ピカラ KBN
光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ愛媛 CATV
光ネットサービス契約約款（東温・久万高原）	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ愛媛 CATV
光ネットサービス（ピカラUCAT）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ UCAT
光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ（宇和島市）
光ネットサービス（ピカラICK）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ ICK
光ネットサービス（ピカラ西予）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ西予
光ネットサービス（ピカラ八西）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 愛媛県 提供区域名: ピカラ八西
光ネットサービス（ピカラCUEtv）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名: ピカラ CUEtv
光ネットサービス（ピカラテレビあなん）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名: ピカラテレビあなん
光ネットサービス（ピカラMTC）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名: ピカラ MTC
光ネットサービス（ピカラKBC）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名: ピカラ KBC

光ネットサービス（ピカラ海部）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラ海部
光ネットサービス（ピカラ石井CATV）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラ石井CATV
光ネットサービス（ピカラエーアイ）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラエーアイ
光ネットサービス（ピカラおえ）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラおえ
光ネットサービス（ピカラなか）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラなか
光ネットサービス（ピカラ東阿波）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラ東阿波
光ネットサービス（ピカラ鳴門）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラ鳴門
光ネットサービス（ピカラあわ）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラあわ
光ネットサービス（ピカラICN）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 徳島県 提供区域名 : ピカラICN
光ネットサービス（ピカラKCB）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラKCB
光ネットサービス（ピカラよさこい）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラよさこい
光ネットサービス（ピカラ香南）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラ香南
光ネットサービス（ピカラゆすはら）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラゆすはら
光ネットサービス（ピカラ日高）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラ日高
光ネットサービス（ピカラ中芸）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラ中芸
光ネットサービス（ピカラswan）契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラswan
光ネットサービス（ピカラ中土佐）契約約款	光ネットサービス契約約款

	別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラ中土佐
光ネットサービス (ピカラおおとよ) 契約約款	光ネットサービス契約約款 別記1 地域 : 高知県 提供区域名 : ピカラおおとよ

3 この改正約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

4 この改正約款実施の際現に、旧約款の規定により提供しているサービス等は、この附則に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

3 別記1 (1) の次の提供区域において、ピカラ光ねっと契約を締結したピカラ光ねっと契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。

〔A群〕	香川	ピカラ (香川)
	愛媛	ピカラ (愛媛) ピカラ愛媛CATV、ピカラ東温・久万高原、 ピカラUCAT [エリア区分 (1)]、ピカラ (宇和島市)、ピカラICK
	徳島	ピカラ (徳島) ピカラCUEtv、 ピカラテレビあなん [エリア区分 (1)]、ピカラMTC [エリア区分 (1)]、 ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、 ピカラおえ、ピカラ東阿波、ピカラ鳴門、ピカラあわ、ピカラICN
	高知	ピカラKCB、ピカラよさこい、ピカラSWAN、ピカラ中土佐
〔B群〕	香川	ピカラCVC ([エリア区分 (1)] 丸亀市 (旧丸亀市、飯山地区、綾歌地区)、多度津町、 [エリア区分 (2)] (まんのう町、琴平町)、ピカラ東かがわ
	愛媛	ピカラUCAT ([エリア区分 (2)] 北宇和郡鬼北町、松野町)、ピカラ西予、ピカラ八西
	徳島	ピカラテレビあなん ([エリア区分 (2)] 阿南市の一部 (長生町の一部、大井町、大田井町、 水井町、細野町、加茂町、貝ノ河及び黒河、阿瀬比町、山口町、桑野町、内原町、橘町の一部、 椿町の一部、椿泊町))、 ピカラMTC ([エリア区分 (2)] 阿南市の一部 (新野町、福井町の一部、那賀川町の一部))、 ピカラ海部、ピカラなか
	高知	ピカラゆすはら、ピカラ香南、ピカラ日高、ピカラ中芸、ピカラおおとよ

4 3の特例措置は、次のとおりとし、実施期間は、2020年7月1日から2020年9月30日までとします。

(7) 新規契約又は契約変更する場合に、次の特例措置を適用します。

(ウ) [A群] [B群] 共通

プラン1、プラン2、プラン2-2B（バリュープラン）、プラン3に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機等工事費については0円とします。また、次の提供区域においては、次の特例措置も併せて適用します。

ピカラ（香川）、ピカラ（愛媛）、ピカラ（徳島）、 ピカラKCB、ピカラさぬき市、ピカラ中土佐	回線終端装置工事費、配線工事費についても 0円とします
ピカラ海部	配線工事費についても0円とします。

(エ) [A群] [B群] { ただし、[A群] のピカラ鳴門、ピカラICN、ピカラあわ、
[B群] のピカラなか、ピカラゆすはら、ピカラおおとよを除く }

- ③ プラン3からプラン1及びプラン2へ契約変更する場合の契約事務手数料及び交換機等工事費を、0円とします。
- ④ プラン1及びプラン2からプラン3へ契約変更する場合の契約事務手数料、交換機等工事費を、初回のみ0円とします。

(8) ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。

(ウ) [A群] [B群] (ただし、[A群] ピカラさぬき市を除く)

品目変更の申込みをした場合、品目変更に係る手数料(契約事務手数料2,200円及び品目変更手数料1,100円)3,300円(税込)を0円とします。

(エ) [A群] [B群] (ただし、[B群] ピカラゆすはらを除く)

デュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,200円(税込)を0円とします。

(9) その他、次の特例措置を定額利用料が課金される月から適用します。

(エ) [B群] (ただし、ピカラCVC [エリア区分(1)]、ピカラ西予を除く)

プラン1について2-1-1基本額から1ヶ月あたり1,100円を減額し、4,510円(税込)とします。

(オ) [B群] (ただし、ピカラCVC [エリア区分(1)] (丸亀市、多度津町)に限る)

【100Mb/s品目】…プラン1について、2-1-1基本額から1ヶ月あたり500円を減額し、5,170円(税込)とします。

【10Mb/s品目】…プラン1及びプラン2について、2-1-1基本額から1ヶ月あたり600円を減額し、4,620円(税込)とします。

(カ) ピカラ西予

プラン1について、2-1-1基本額から1ヶ月あたり1,200円を減額し、4,950円(税込)とします。

5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。

(4) 新規契約する場合の特例措置は、次の場合は適用しません。

(ウ) [A群] [B群]

現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約(この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物(以下この条文において「同一利用場所」といいます。)で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光

ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。

- (エ) [A群] (ただし、ピカラ (香川)、ピカラ (愛媛)、ピカラ (徳島)、ピカラKCB、ピカラ愛媛CATVに限る)ピカラ光ねっと契約者が、ピカラ光ねっと契約を解除したのち、当該解除をした日から6ヶ月を経過しない間に、同一利用場所での利用を目的に新たにピカラ光ねっと申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正約款は、2020年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。
- 4 前項に規定する付加機能の整理品目とその提供条件は、次のとおりです。

料金表

第1表 料金

第1 利用料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-3 付加機能利用料

5 標準ダイヤルアップIP接続機能	基本額	—	無料
	備考		
5 標準ダイヤルアップIP接続機能とは、本邦内においてダイヤルアップ回線に電話回線、ISDN回線等を使用して、インターネットプロトコルによる通信が利用できる機能をいいます。	<p>ア 標準ダイヤルアップIP接続機能において利用することができる接続IDの数は、1に限りません。</p> <p>イ ピカラ光ねっと契約者は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める接続方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。</p> <p>ウ 本機能は、本邦内の当社が別途指定するダイヤルアップアクセスポイント（アナログ/ISDN対応）及びPIAFS対応ダイヤルアップアクセスポイントにおいてダイヤルアップIP接続機能を提供します。</p> <p>エ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。</p> <p>オ 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。</p> <p>カ 本機能において、その他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>		
6 有料ダイヤルアップIP接続機能	基本額	1 接続ID追加ごと	1,100円 (税抜1,000円)
	備考		

<p>6 有料ダイヤルアップIP接続機能とは、本邦内においてダイヤルアップ回線に電話回線、ISDN回線等を使用して、インターネットプロトコルによる通信が利用できる機能をいいます。</p>	<p>ア 当社は、ビカラ光ねっと契約者からの請求に基づき、接続IDの割当てを行います。</p> <p>イ ビカラ光ねっと契約者は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める接続方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。</p> <p>エ 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については、この約款に定めるところによります。</p>
---	---

第3表 事務手数料等

2 料金額

(2) 付加機能に係るもの

ア 有料ダイヤルアップIP接続機能に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込)
有料ダイヤルアップIP接続機能開始手数料	1接続IDごとに	1,100円 (税抜1,000円)

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2020年8月4日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正約款実施の際現に、当社がコンテンツサービス利用規約の規定により締結しているコンテンツサービスについては、この改正約款実施の日において、それぞれこの改正約款の規定による改正後の規定により締結した附帯サービスに移行したものとします。

3 この改正約款実施前に、コンテンツサービス利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

4 この改正約款実施の際現に、コンテンツサービス利用規約の規定により提供しているコンテンツサービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとします。

(特例措置)

5 当社は、2020年8月4日から2020年9月30日までの間に、「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料(K) 1,100円 (税抜1,000円) を0円とします。